

第4章 地震・津波災害応急対策計画

[留意事項]

- ① 本部又は地域本部が設置される前(＝平常時及び本部を設置するには至らない状況下)は、本部等の各部はそれぞれに対応する平常時の部(室)又は振興局における課・係に読み替える。
- ② 災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するためには、平常時における対策(災害予防計画に示す対策)が重要であることから、本部、地域本部にあつては、災害応急対策を実施するにあたり、災害予防計画を念頭においた対応を行うよう努める。
- ③ 振興局に地域本部が設置された場合、地域本部においては、本部における担当の部をそれぞれ地域本部の該当の部に読み替える。
- ④ ③にかかわらず自衛隊への災害派遣要請や県への支援要請等主要な要請は、本部で行う。ただし、通信の途絶等により、本部と地域本部が連絡できない場合には、地域本部で行うことができる。

<目次>

第1章 総則	第1節 基本方針..... 1
	迅速な災害応急活動体制の確立..... 1
	円滑な災害応急活動の実施..... 1
	第2節 迅速な災害応急活動体制の確立..... 5
第2章 災害予防	第1款 組織の設置..... 5
	第1 本部..... 5
	第2 地域本部..... 7
	第3 現地本部..... 9
	第4 本部等設置時の措置..... 10
	第2款 配備、動員..... 11
	第1 市の配備体制..... 11
	第2 非常配備時の措置..... 12
第3章 風水害応急	第3款 情報の収集・伝達及び報告..... 15
	第1 情報収集・伝達手段の確保..... 15
	第2 地震・津波情報の伝達..... 16
	第3 災害情報の収集及び県への報告..... 19
	第4 情報共有..... 21
	第5 被災情報の収集・調査..... 22
	第6 被害調査..... 23
	第7 県への支援要請..... 26
第4章 地震・津波災害応急	第4款 関係機関等との連携..... 29
	第1 自衛隊への災害派遣要請..... 29
	第2 関係機関との連携..... 33
	第3 ヘリコプターの運航..... 34
	第4 市外の被災地に対する応援..... 36
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	第5款 災害救助法の適用..... 37
	第1 適用基準等..... 37
	第2 救助の実施..... 38
第6章 災害復旧・復興	第3節 円滑な災害応急活動の展開..... 40
	第1款 消火活動等の実施..... 40
	第1 地震火災の消火活動..... 40
	第2 水防活動..... 42
	第2款 救助・救急・医療対策の実施..... 43
	第1 人命救出活動の実施..... 43
	第2 救急医療の提供..... 44
	第3 医療・助産対策の実施..... 46
	第3款 交通・輸送対策の実施..... 49
	第1 交通確保対策の実施..... 49

第2	緊急輸送対策の実施	54
第4款	避難対策の実施	57
第1	避難指示の発令	57
第2	避難指示、警戒区域の設定の解除	61
第3	避難所の開設・運営	61
第4	広域避難（広域一時滞在）等	68
第5款	住宅の確保	70
第6款	食料・飲料水及び物資の供給	73
第1	食料の供給	73
第2	飲料水等の供給	74
第3	物資の供給	76
第7款	保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施	79
第1	精神医療の実施	79
第2	健康対策の実施	80
第3	食品衛生対策の実施	81
第4	感染症対策の実施	81
第5	遺体の収容・埋火葬の実施	83
第8款	生活救援対策の実施	86
第1	り災証明書の発行等	86
第2	救援物資の受入れ等	88
第9款	要配慮者支援対策の実施	89
第1	要配慮者対策の基本方針	89
第2	要配慮者に対する対策	89
第3	外国人への情報伝達等	92
第4	震災障害者・震災遺児への対応	93
第10款	愛玩動物の収容対策の実施	94
第1	動物救援本部の設置	94
第2	愛玩動物の収容対策等の実施	94
第11款	災害情報等の提供と相談活動の実施	95
第1	災害広報	95
第2	市の広報	98
第3	災害相談	101
第12款	廃棄物対策の実施	103
第1	ごみ処理対策の実施	103
第2	ガレキ対策の実施	104
第3	海岸漂着ごみ処理対策	105
第4	し尿処理対策	105
第5	被災自動車対策の実施	106
第6	廃棄物の収集、運搬及び処分の特例	106
第13款	環境対策の実施	107

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則	第1 災害発生直後の対応..... 107 第2 応急対策..... 107 第14款 災害ボランティアの要請・受入れ..... 108 第1 災害ボランティアの受入れ等..... 108 第2 海外からのボランティア、救援隊の受入れ..... 109 第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施..... 110 第1 鉄道施設における応急対策..... 110 第2 港湾施設及び漁港施設における応急対策..... 113 第3 空港施設における応急対策..... 114 第16款 ライフラインの応急対策の実施..... 115 第1 電力の確保..... 115 第2 ガスの確保..... 117 第3 電気通信の確保..... 120 第4 水道の確保..... 124 第5 下水道の確保..... 125 第17款 教育対策の実施..... 127 第1 災害時に学校・園の果たすべき役割..... 127 第2 災害時の対応..... 127 第3 応急教育の実施のための措置..... 128 第4 災害救助法に基づく措置..... 129 第5 心の健康管理..... 129 第6 教育施設の応急復旧対策..... 129 第18款 警備対策の実施..... 131 第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施..... 132 第20款 農林水産関係対策の実施..... 134 第21款 公共土木施設等の応急復旧及び後発地震対策等の推進..... 136 第1 土砂災害..... 136 第2 道路..... 136 第3 河川..... 136 第4 ダム..... 137 第5 港湾、漁港、海岸..... 137 第6 ため池..... 137 第7 森林..... 137 第8 農地・農業用施設..... 137 第9 宅地防災対策..... 137 第10 建築物..... 138 第11 都市公園..... 138 第12 危険物等施設..... 138 第13 下水道施設..... 138 第22款 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応..... 139
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第1節 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に実施するため、市その他の関係機関の緊急時の組織体制、区及び自主防災組織等も含めた情報の収集・伝達体制を確立するとともに、互いの連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、対策内容を明示する。

対策の実施にあたっては、職員の安全確保について留意する。

- (1) 誰が実施するか（主担当のほか、それをサポートする人員等）
- (2) いつ実施するか（判断基準及び実施のタイミング）
- (3) 何に留意して実施するか（優先順位、連携先・対策項目等）

なお、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

地震・津波災害応急対策の主なながれ

事態	市	区・自主防災組織、事業者	住民、従業員
○地震発生	■準備体制（各部署独自の体制） ○地震・津波情報の収集 ○情報連絡系統の確認 等	○住民、所管施設利用者等の安全の確保	○身の安全の確保 ○地震、津波情報の収集（以後、継続）
○震度4 ○津波注意報 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	■第0号非常配備体制 ■津波注意報で、城崎及び竹野に地域警戒本部を設置 ○被害情報等の収集及び関係機関への連絡（以後、継続） ○住民からの被害情報収集や関係他課への情報伝達 ○津波注意報発表に伴う監視活動 ○津波注意報に伴う港地区及び竹野地区の海岸部に避難指示を発令	○住民、所管施設利用者等以後発地震・津波情報等の伝達 ○所管施設の点検	○海岸では、揺れが収まった後すぐに避難（安全が確認されるまで継続） ○家族・近所の安否確認 ○自宅の点検
○震度5弱 ○津波警報	■第0号非常配備体制 ■警戒本部設置を設置 ○後発地震への警戒情報の発信	○区内の巡視・点検 ○区内の要配慮者への声かけ	○近所の巡視・点検 ○近所の要配慮者に声かけ、

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1節 基本方針

第1章 総則	事態	市	区・自主防災組織、事業者	住民、従業員
第2章 災害予防		報伝達 (以後、継続) ○避難所の使用可否も含めた確認作業 ○備蓄物資の配備状況の確認と物資の配布(必要な場合) ○津波警報発表に伴う港地区、城崎地域円山川沿い及び竹野地区に避難指示を発令 ○鍵保管庫ダイヤル番号を防災行政無線で公表	○津波避難では避難行動しながらの呼びかけ ○津波避難施設の解錠(貸与鍵やダイヤル番号入力)	避難支援への協力 (以後、継続) ○10分以内に津波避難(港地区、城崎地域(円山川沿い)及び竹野地区)
第3章 風水害応急	○震度5強 ○大津波警報	■第2号非常配備体制 ■災害対策本部の設置 ○避難所の開設 ○備蓄物資の避難所への追加運搬、炊き出しの要請、燃料等の要請、仮設トイレ等の手配及び設置、義援物資の受入れ ○避難所や被災地での安否確認作業 ○要配慮者に対する支援(避難・誘導等にかかる地域支援者等への協力依頼) ○被災地における救助活動(倒壊家屋等からの救助補助) ○災害応援協定に基づく応急対策支援要請等 ○被災地等における交通規制等 ○ボランティアの受入れ(社会福祉協議会と連携) ○市民からの苦情や救助要請への対応 ○国、県等関係機関及び報道機関への対応 ○津波警報発表に伴う港地区、城崎地域円山川沿い及び竹野地区に避難指示を発令 ○鍵保管庫ダイヤル番号を防災行政無線で公表	○住民、所管施設利用者に避難情報の伝達、要配慮者の避難誘導、介助 ○区内の消火、救出・救護活動 ○大津波避難では、避難行動しながらの呼びかけ ○津波避難施設の解錠(貸与鍵やダイヤル番号入力)	○家族・近所に避難の声かけ、要配慮者の避難誘導、介助 ○消火、救出・救護活動への協力 ○10分以内に大津波避難(港地区、城崎地域(円山川沿い)及び竹野地区)
第4章 地震・津波災害応急				
第5章 雪害・大規模事故等災害応急				
第6章 災害復旧・復興	○震度6弱以上 ※甚大被害発生	■第3号非常配備体制(場合によっては、業務継続計画(BCP)発動に基づく体制を構築) ■災害対策本部 ○自衛隊、緊急消防援助隊等への災害派遣要請 ○備蓄物資の避難所への追加運搬、炊き出しの要請、食料、生活必需品の調達、燃料等の要請、仮設トイレ等の手配・設置、義援物資の受入れ ○避難所や被災地での安否確認作業 ○要配慮者に対する支援(避難・誘導等にかかる地域支援者等への協力依頼) ○被災地における救助活動(倒壊家屋等からの救助補助) ○災害応援協定に基づく応急対策支援要請等	○延焼防御活動への協力	

第1節 基本方針

事態	市	区・自主防災組織、事業者	住民、従業員
	○被災地等における交通規制等 ○ボランティアの受入れ（社会福祉協議会と連携） ○ガレキ等、災害ゴミの仮置場の設定 ○市民からの苦情や救助要請への対応 ○国、県等関係機関及び報道機関への対応		
○震災後対策 ○津波警報解除 【各部の職員配備体制については災害対策本部会議等で方針を決定する】	■第3号非常配備体制（場合によっては、BCP発動に基づく体制を構築） ■BCP発動の場合は、BCPに基づく非常時優先業務（災害応急業務と災害時であっても優先すべき通常業務）の迅速な実施のため、災害の規模に応じ本部で各部の配備体制等の方針を決定する。 ■災害対策本部 ○後発地震、二次災害防止措置 ○被害調査 ○被災者救援対策 ○災害廃棄物処理 ○保健衛生対策 ○応援隊、ボランティアの受入れ・案内 ○所管施設の応急復旧	○区内の危険箇所等の監視 ○家屋被害認定調査等への協力（被害状況の把握報告、被害調査への同行等） ○区内への緊急物資等配布への協力 ○避難所自治組織の確立・自主運営 ○災害ゴミ仮置き場、臨時集積所管理等の協力	○区内の被害の有無の確認と市への報告 ○市等が行う被害調査への協力 ○近所の斜面等の監視と緊急時避難 ○緊急物資等配布への協力 ○避難所の自主運営への協力 ○ごみの分別 ○津波警報解除までは避難指示の継続
	■災害復旧・復興本部 ○生活再建支援 ○所管施設の本復旧	○生活等再建のための復旧・復興活動	○生活等再建のための復旧・復興活動

※ 関係機関については、それぞれの機関が定める計画による。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第1節 基本方針

(参考) 兵庫県の災害応急対策のながれ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び後発地震対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)	↓	・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第2節 迅速な災害応急活動体制の確立

第1款 組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	消防団

市長は、市の地域において地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

第1 本部

市長は、災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

1 設置基準等

	災害警戒本部	災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①第1号非常配備体制において必要と判断されるとき。 ②災害が発生するおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策に備える必要があるとき。 ③振興局に地域災害警戒本部が設置されたとき。 ④その他大規模火災の発生等、被害が生ずるおそれがあるとき。 ⑤災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①第2号非常配備体制又は第3号非常配備体制をとるとき。 ②震度5強以上の地震が発生したとき又はそのおそれがあるとき。(※) ③災害が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備える必要があるとき。 ④振興局に地域災害対策本部が設置されたとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	本庁舎3階庁議室	本庁舎3階庁議室
業務	災害に備えるための動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を行う。

※市内で震度5強以上のおそれがある場合の例は次の通り。

- ・豊岡市内の震度が不明で、周辺の震度が5強以上である場合
- ・豊岡市及び豊岡市周辺の震度が不明である場合

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第1款 組織の設置

- ・気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として豊岡市を発表した場合
- ・市内で建物や構造物の倒壊が発生した場合

2 組織・運営

	災害警戒本部	災害対策本部
本 部 長	市長	市長
副 本 部 長	副市長、危機管理部長	副市長、危機管理部長
本 部 員	教育長、技監、市長公室長、行政管理部長、総務部長、くらし創造部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、観光文化部長、コウノトリ共生部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、連合消防団長	教育長、技監、市長公室長、行政管理部長、総務部長、くらし創造部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、観光文化部長、コウノトリ共生部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、連合消防団長
出 席 を 求 め る 者	市長が指名する者	議長、副議長、総務委員長、文教民生委員長、建設経済委員長、防災対策調査特別委員長及び市長が指名する者
部 局	各課レベルで活動し、状況に応じて関係部課等との連携を図る。	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、救護部、農林部、工務部、水道部、避難部、消防部、応援復旧部 ※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者	必要に応じ所属長が指名する者
本 部 会 議	本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が招集する。	本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※出席を求める者は、表に記載の者とするが、災害の状況により追加する。

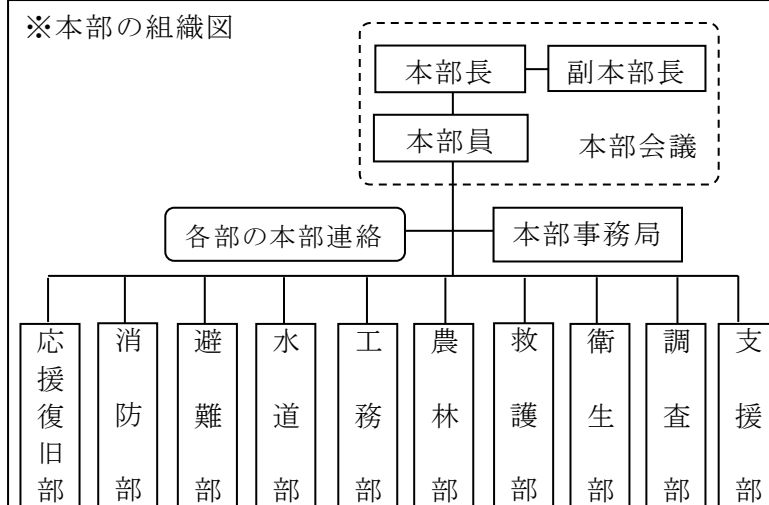
※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1市及び関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

3 市長に事故あるときの職務代理

市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

- (1) 副市長（防災担当）
- (2) 副市長
- (3) 危機管理部長
- (4) 技監
- (5) 行政管理部長
- (6) 総務部長
- (7) 都市整備部長
- (8) コウノトリ共生部長

※災害対策本部条例は、
資料編に示す。



第2 地域本部

市長は、必要に応じて市（城崎・竹野・日高・出石・但東）地域災害警戒本部（以下「地域災害警戒本部」という。）又は市（城崎・竹野・日高・出石・但東）地域災害対策本部（以下「地域災害対策本部」という。）を設置又は廃止する。

ただし、緊急を要する場合、振興局長は、市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、振興局長は、その旨を速やかに市長に報告する。

なお、津波等の対策については、城崎、竹野地域のみ地域本部を設置する。

1 設置基準等

	地域災害警戒本部	地域災害対策本部
設置基準	振興局地域において災害による被害のおそれが予測される場合は振興局長の判断により、地域本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。	振興局地域において災害が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備える必要がある場合、振興局長の判断により、地域本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①振興局管内の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②地域災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①振興局管内の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、振興局管内で災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	振興局	振興局
業務	振興局管内の災害に備えるための動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	振興局管内の災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

第2節第1款 組織の設置

2 組織・運営

	地域災害警戒本部	地域災害対策本部
地域本部長	振興局長	振興局長
地域副本部長	地域振興課長	地域振興課長
地域本部員	地域振興課参事、市民福祉課長、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者	地域振興課参事、市民福祉課長、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者
地域部局	各課レベルで活動し、状況に応じて関係課等との連携を図る。	地域本部事務局、地域調査衛生部、地域避難救護部、地域工務部、地域消防部 ※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
地域本部会議	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。

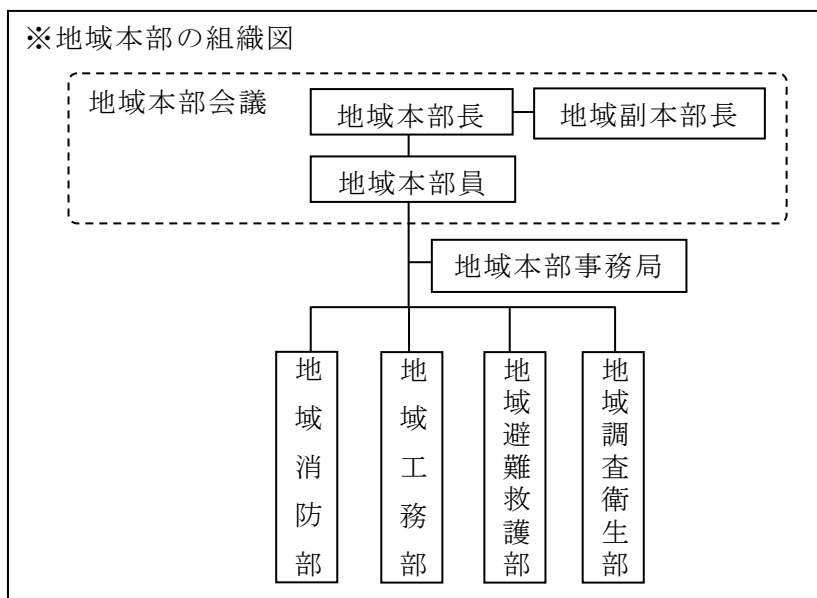
※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1市及び関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

※振興局長に事故あるときは、次の順で職務を代理する。

（順位）役職名

- (1) 地域振興課長
- (2) 地域振興課参事
- (3) 市民福祉課長

※地域本部の組織図



なお、振興局長不在時等における職務代行順位並びに本庁・地域災対各部長不在時等における職務代行順位については、毎年度当初に各部において別途定める。

3 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- (1) 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- (2) 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- (6) 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第3 現地本部

市長は、必要に応じて、現地災害対策（警戒）本部を設置する。

ただし、地域本部長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策（警戒）本部を設置することができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

1 設置基準等

	現地災害警戒本部	現地災害対策本部
設置基準	振興局地域において災害による被害のおそれ予測される場合は、振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。	振興局地域において災害による被害のおそれ予測される場合は、振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②現地災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等	現地の公共施設等

2 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策（警戒）本部長（緊急を要し地域本部長が設置した場合は地域本部長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

3 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- (2) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示（緊急）の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）

第2節第1款 組織の設置

- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- (6) 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第4 本部等設置時の措置

本部、地域本部又は現地本部を設置したときは、次の措置を講じる。

1 関係者等への伝達等

本部事務局は、本部の設置理由、設置する本部の名称及び場所等を職員及び関係機関に伝達するとともに、住民等に広報する。

- (1) 住民への伝達は、防災行政無線等による。
- (2) 関係職員への伝達は、非常配備時の伝達体制による。
- (3) 関係機関への伝達は、電話、FAX等により行い、必要に応じて連絡員等の派遣を要請する。

※各関係機関の連絡先は、資料編に示す。

2 本部の表示

- (1) 腕章等
災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。
- (2) 標旗等
災害対策業務に使用する車両には、必要に応じ、本部の標旗等を掲示する。
- (3) 看板
災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

（主な災害対策拠点の種類）

ア 本部、地域本部、現地本部	ク 避難所
イ 災害プレスセンター	ケ 福祉避難所
ウ 災害相談窓口	コ 遺体安置所
エ 応援部隊集結地	サ 給水所
オ 救護所	シ 物資集積拠点
カ 災害拠点病院（厚生労働省指定）	ス ボランティアセンター
キ 臨時ヘリポート	

3 国・県の現地本部等との連携

県の地方本部、国、県又は関西広域連合の現地本部が設置されたときは、それらと十分に連携して災害対策を推進する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2款 配備、動員

担当	市	各部
	関係機関	日本赤十字社、警察署
	関係団体	消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、FMたじま、豊岡市赤十字奉仕団

第1 市の配備体制

防災監（副本部長）は、国、県等関係機関から気象や災害に関する情報を収集し、適宜、市長、副市長に状況を報告するとともに、関係部長とも協議のうえ、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、今後の対応方針並びにそれに伴う職員の動員等について指示する。なお、市長が不在等により、指示を行えない場合の職務代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

1 配備基準

区分		配備内容	発令基準
準備体制		独自の準備体制	市内に震度3の地震が発生したとき
非常配備体制	第0号	あらかじめ定めた部署の少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる。	1 市内に震度4の地震が発生したとき 2 津波注意報が発表されたとき
	第1号 (必要に応じ、災害警戒本部設置)	必要に応じ、災害警戒本部を設置する。あらかじめ定めた職員により、情報収集・伝達に加え、具体的な災害対応業務に当たる。	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき
	第2号 (必要に応じ、災害対策本部設置)	災害対策本部(風水害の場合は、必要に応じ)を設置し、部行動をとる。指定された部の他、各課5割の人員を配備し、災害応急対策に当たる。	1 市内に震度5強の地震が発生したとき 2 津波警報、大津波警報が発表され、被害が認められるとき
	第3号 (災害対策本部設置)	災害対策本部を設置し、部行動をとる。全職員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる。	1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき

※市内で震度5強以上のおそれがある場合の例は次の通り。

- ・豊岡市内の震度が不明で、周辺の震度が5強以上である場合
- ・豊岡市及び豊岡市周辺の震度が不明である場合
- ・気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として豊岡市を発表した場合
- ・市内で建物や構造物の倒壊が発生した場合

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第2款 配備、動員

2 配備職員

第1章 総則 第2章 災害予防 第3章 風水害応急 第4章 地震・津波災害応急 第5章 雪害・大規模事故等災害応急 第6章 災害復旧・復興		本 庁			振興局 (派遣職員を含む)
		・危機管理部、市長公室秘書広報課及び経営企画課並びに行政管理部 ・コウノトリ共生部農林水産課 ・都市整備部建設課	・市長公室DX・行財政改革推進課、総務部及び会計課 ・くらし創造部（生活環境課除く。）、こども未来部、観光文化部文化・スポーツ振興課、教育委員会	そ の 他 の 課	
		準備体制	情報収集等	—	情報収集等
		第0号非常配備	2名以上(※)	独自の準備	振興局長が指定する2名以上(※)
		第1号非常配備	3割(※)	3割(※)	振興局長が指定する職員及び第1号非常配備段階で配備につくチーム派遣職員(※)
		第2号非常配備	全職員	全職員	振興局長が指定する7割以上の職員及び第2号非常配備段階で配備につくチーム派遣職員
		第3号非常配備	全職員	全職員	全職員

※本部の決定等に基づき、各部において対策に必要な職員を所属長が指名する。

※上下水道部、消防本部職員配備については別に定める。

※チーム派遣制度（災害時職員派遣制度）の概要は、資料編に示す。

第2 非常配備時の措置

地震・津波時の配備については、自動配備（自主参集）を原則とする。

1 市職員等の動員

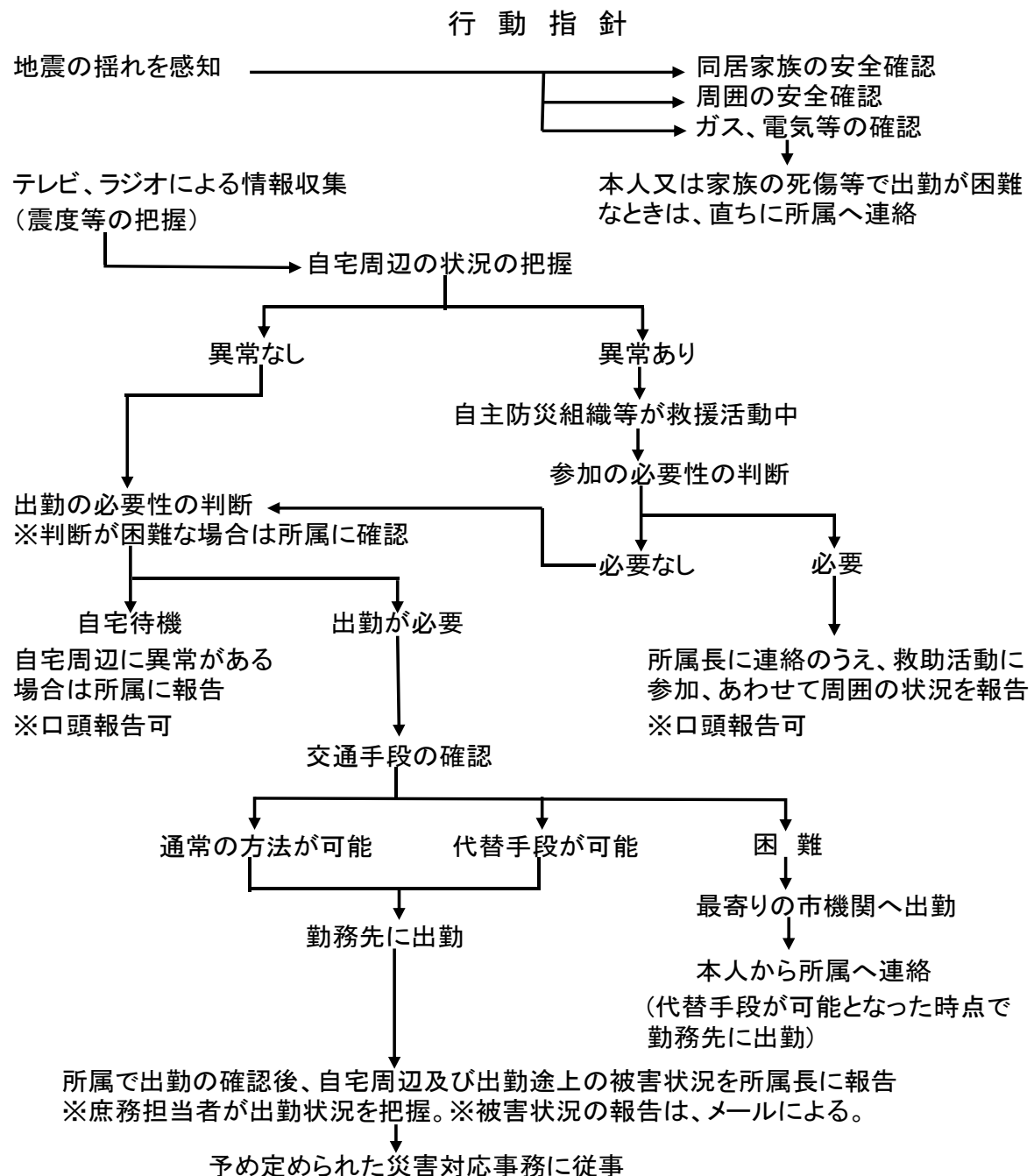
(1) 参集・報告

職員は、参集する場合、次の行動をとる。

ア 配備段階に応じ、あらかじめ指定された場所に参集する。ただし、交通途絶等により本来の配備場所へ行けない場合は、最寄りの振興局、市施設へ出勤し、当該施設長等の指示に従う。なお、交通途絶が解消した場合は、直ちに本来の配備場所を目指すものとする。

イ 市内全体の被災状況の早期把握が最も重要であることから、各人が保有する携帯端

- 末等を活用し、出勤途上の情報を収集し、災害対策時の配属先へ報告すること。
- ウ 自身や家族等の被災又は急を要する人命救助活動等により参集できない場合又は到着までに相当の時間を要する場合は、速やかにその旨を所属長に連絡する。
- エ 被害状況等については、地域災害対策各部より本庁災害対策各部へ報告する。本庁災害対策各部は、情報をとりまとめの上、本庁災害対策本部事務局へ報告する。本庁災害対策本部事務局は、全体の被害状況を取りまとめ、国、県、警察等の関係機関のほか、市政記者クラブ等報道関係者への情報の共有を図るものとする。なお、緊急に対応が必要な場合は、本庁災害対策各部と地域災害対策各部間で直接調整、連携を行うとともに、対応状況等について、本庁部長は責任をもって災対本部へ報告する。



第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第2款 配備、動員

第1章 総則

課長級以上の職員で災害対策本部各部の部長又は副部長となる職員及び防災担当職員は、本来の配備場所へ参集する。

(2) チーム派遣職員の配備

振興局に派遣される職員は、あらかじめ指定された配備段階に応じ、それぞれ指定された振興局に参集し、振興局長の指示により行動する。なお、指定された振興局に参集できないときは、最寄りの振興局又は市の施設に参集し、当該施設長の指示に従う。

勤務時間外においては、振興局長からの指令があるまでは自宅待機するなどし、緊急の連絡に備える。

(3) 振興局防災支援員の配備

市が委嘱する防災支援員は、第1号非常配備の発令に伴い、振興局長の要請に基づき参集する。

防災支援員の業務内容は各振興局の人員体制や災害規模などにより一律ではないが、概ね次の業務に従事する。

なお、勤務場所は地域本部事務局が別途指定するが、原則として、災害現場での対応は行なわない。

- ① 市民からの電話対応
- ② 災害情報の収集、各種資料などの整理
- ③ 避難所への配置、運営及び運営補助
- ④ 避難所配置職員との連絡調整
- ⑤ パトロール

(4) 市の会計年度任用職員の配備

第3号非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の会計年度任用職員に災害対策業務への従事を指示する。指示された職員は、災害対策各部長の指示に従って災害対策に従事する。

(5) 他機関からの情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）の派遣

市は、国土交通省近畿地方整備局、社会福祉協議会、FMたじま等と災害時におけるリエゾンの派遣に係る申し合わせ、協定を締結しており、本部設置時においては、リエゾンの派遣を受ける団体に対し、収集した情報を提供、共有を図るとともに、災害対応に当たっての即応体制構築を要請する。

(6) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、建設業協会、豊岡市赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、FMたじま、区・自主防災組織、住民

1 通信機能の確保

市（各部）及び関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・FAX	本部、地域本部～区、住民等
	災害時優先電話	本部～地域本部～市出先施設～県～他市町～関係機関～国等
	災害対応総合情報ネットワークシステム（兵庫衛星通信ネットワークシステム）	本部～地域本部～県～他市町～関係機関等
	災害用携帯電話、IPデジタル無線、消防無線等	本部、地域本部等～消防署、上下水道部事務所等～現場職員等
	孤立対策用衛星携帯電話	本部～地域本部～貸与地区 (川南谷、金原、段)
	災害時特設公衆電話	本部～小中学校・地区コミュニティセンター等 指定避難所
同報系	同報FAX	本部、地域本部→聴覚障害者、区等
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	国→市本部（地域本部） ・防災行政無線自動起動→住民等 ・緊急速報メール連携→住民等 ・職員参集用メール連携→職員
	防災行政無線（同報系）	本部、地域本部→住民、避難所、地区集会所、公共施設、事業所等
	とよおか防災ネット	本部→職員、住民等
	緊急速報メール	本部→住民等
	L-アラート	本部→住民等
	市ホームページ、市公式LINE、市公式X	本部→住民等
	職員参集用メール	本部→職員
	モバイルサイトTAJIMA防災（道と川の防災情報）	国土交通省豊岡河川国道事務所→住民等
	広報車の巡回	本部、関係機関→住民等
	放送事業者が行う放送	本部→放送事業者（FMたじま等）→住民等

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

※通信設備の概要、連絡先は、資料編に示す。

2 通信・情報の管理

市（各部）及び関係機関は、通信機器の専従者を配置し、通信記録をとる。

3 代替通信手段の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段の確保を図る。

(1) アマチュア無線の協力要請

県を通じ、兵庫県無線奉仕団豊岡分団、アマチュア無線等情報のボランティアに、無線通信による通信協力を要請する。

(2) 災害対策用移動通信機器の貸出し要請

県を通じ、近畿地方非常通信協議会事務局（総務省近畿総合通信局通信部陸上第二課）へ要請する。※「非常通信対応マニュアル」は、資料編に示す。

第2 地震・津波情報の伝達

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、災害時関連施設等の管理者

1 地震・津波情報の収集

市（本部事務局）及び関係機関は、地震を覚知した場合、速やかにテレビ、ラジオ、フェニックス防災端末等で、地震・津波情報を確認する。

地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分（※））と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市

		町村・地点名を公表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

備考

- 1 最新情報は、気象庁ホームページで確認が必要
<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html>
- 2 本市は「兵庫県北部」の区域に属する。

津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （5m＜予想される津波の最大波の高さ≤10m）		
		5m （3m＜予想される津波の最大波の高さ≤5m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いと	3m （1m＜予想される津波の最大波の高さ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

	ここで 1 m を 超え、3 m 以下 の場合	高さ ≤ 3 m)		沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m $\leq$ 予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 1 m)	(表記しない)	海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

※本市は「兵庫県北部」の津波予報区に属する。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

市（本部事務局）及び関係機関は、震度４以上の地震、津波警報・注意報を確認した場合、速やかに所管の広報手段（→「第２節第３款第１ 情報収集・伝達手段の確保」参照）を用いて、住民や所管施設の利用者等に周知する。

ただし、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、緊急地震速報、震度情報、津波警報などが防災行政無線、緊急速報メール等を通じて、自動的に直ちに住民等へ伝達される。

市（本部事務局）は、大津波警報・津波警報・注意報を確認した場合、庁内、関係機関に伝達し、注意・警戒を要請する。

収集項目	伝達先	伝達内容等
大津波警報・津波警報・津波注意報	豊岡港地区、竹野浜沿岸地区及び城崎地区の区等	津波警報・注意報を電話、FAX等で伝達。防災行政無線、緊急速報メール、広報車、FMたじま、消防自動車・警察車両等の拡声器等で広報

第3 災害情報の収集及び県への報告

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	各機関
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、豊岡エネルギー

1 実施機関

(1) 市（本部事務局）は、各部からの報告や関係機関の協力に基づき、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該災害が、市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

2 報告基準

市（本部事務局）は、以下の種類の災害が生じたときは、県に報告する。

（一般基準）

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- ④ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

（風水害）

- ⑤ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- ⑥ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（雪害）

- ⑦ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑧ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（社会的影響基準）

- ⑨ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

- ⑩ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告することとする。

3 報告手続き

市（本部事務局）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

4 災害情報の伝達手段

市（本部事務局）は、次の措置を行う。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 災害情報の報告をする場合、必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAXなどを活用する。
- (4) 有線電話が途絶した場合は、衛星携帯電話又は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。また、支援部を通じ、必要に応じ他機関に協力を求め、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達ができるよう努める。

5 報告内容

(1) 緊急報告

ア 市（本部事務局）は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

- (2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

市（本部事務局）は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市（本部事務局）は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

なお、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

また、必要に応じ県等から派遣される連絡員や支援チームに対し、概況について適宜情報提供するほか、災害情報収集活動に協力するよう努める。

※災害概況即報の様式は、資料編に示す。

(3) 被害状況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で被害状況即報

の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。なお、市（本部事務局）は、県が被害状況に関する報告を取りまとめる時間の指定に関わらず、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告するものとする。

※被害状況即報の様式は、資料編に示す。

(4) 災害確定報告

市（本部事務局）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

以上のほか、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

6 画像情報の送信

市（本部事務局）、応援団体等は画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したとき、速やかに被害状況等の画像情報を県に送信するよう努める。

- (1) 直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

第4 情報共有

	市	各部
担当	関係機関	県、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所、西日本旅客鉄道、関西電力送配電、N T T各社
	関係団体	消防団、豊岡エネルギー、F Mたじま

市及び関係機関は、相互の情報共有に努める。

1 庁内の情報共有

市（地域本部（地域本部事務局：地域振興課）は、振興局管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、市（本部事務局（本部設置前は危機管理課））に報告する。市（本部事務局（本部設置前は危機管理課））は、市全体の状況を取りまとめ、市（地域本部（地域本部事務局：本部設置前は地域振興課長））へメール等により伝達する。

2 市と関係機関等

市（本部事務局）、国及び県は、被害状況や対策実施状況等を毎日交換し、市（本部事務局）は国及び県以外の関係機関に対しては、被災状況や対策実施状況等を毎日提供する。国及び県以外の関係機関は市（本部事務局）の求めに応じ又は必要に応じ、収集した情報を市（本部事務局）に提供する。

なお、関係機関は、必要に応じて相互に連絡員を派遣する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則

市の窓口	関係機関
本部事務局	県（県民局）、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所、西日本旅客鉄道、関西電力送配電、N T T各社、消防団、豊岡エネルギー、F M たじま、社会福祉協議会

第2章 災害予防

第5 被災情報の収集・調査

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	区

市及び関係機関等は、被災情報を収集、調査する。

1 異常現象発見者の措置

地震による異常現象等を発見した者は、市（本部事務局）又は関係機関に連絡する。また、連絡を受けた機関は、気象台、その他関係機関に通報する。

二次災害等が予想されるときは、市（農林部、工務部、消防部）、警察署等が協力して現場の巡視・警戒にあたる。

2 点検・巡視等

震度4以上の地震が発生した場合は、市（各部）及び関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

市（各部）は、重要防災箇所に現地情報収集班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。また、市（各部）は、災害の発生情報や道路通行止め情報、避難所に関する情報などについて、迅速な情報共有を図る。

点検・巡視結果に異常があると認められるときは、速やかに市（本部事務局、地域本部事務局）に報告するとともに、各機関とも連携して、可能な限りの安全措置を講じる。なお、重要情報（死者・重傷者の発生）や重要な現象の発見（河川の堤防の決壊や地すべり等の前兆）、緊急を要する措置（避難勧告・指示や警戒区域の設定、交通規制の実施等）を確認した場合は、速やかに各部長へ報告する。なお、この場合、状況に応じて画像による情報提供に努める。また、入手した情報に不確定な内容が含まれる場合は、現地へ職員を派遣し、速やかに正確な情報収集のうえ、市（本部事務局）に報告する。

また、入手した情報に不確定な内容が含まれる場合は、現地へ職員を派遣し、速やかに正確な情報収集のうえ、市（本部事務局）に報告する。

3 地域内の被災情報の収集・報告

区長又は自主防災組織等は、区民等の安否確認を行うとともに、地域内の被災情報を収集し、報告内容及び報告先は次のとおりとし、所定の様式に基づき速やか（遅くとも1週間以内）に市（関係の部）に報告する。

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

被害の内容	本部報告先	地域本部報告先
家屋被害	調査部	地域調査衛生部
衛生薬剤	衛生部	地域調査衛生部
農林水産被害	農林部	地域工務部
道路・河川・土砂災害	工務部	地域工務部
災害廃棄物・集積所	衛生部	地域調査衛生部

4 被災者支援のための情報の収集・活用

(1) 住民からの問い合わせに対する回答

市（応援復旧部）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、業務ごとの人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。各部は体制整備に協力する。

市（本部事務局）は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

この場合において、住民からの照会に係る回答にあっては、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者（DV（ドメスティックバイオレンス）被害者）等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう務め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針（令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部）による公表をもって回答するものとする。

(2) 被災者台帳の作成

（→「第3節第8款第1 2 被災者台帳の作成」参照）

第6 被害調査

担 当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	各団体

1 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、市（各部）及び関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市（本部事務局）に報告する。

※調査事項及び担当は、資料編に示す。

また、市（地域本部各部）は、調査結果を地域本部事務局及び本庁災対本部担当部に報告する。ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは、即時に報告する。

2 被害家屋の調査

市（調査部）は、県の家屋被害認定士養成講習会を受講し、認定士資格を得た職員や過去の災害において家屋被害調査経験のある職員を中心に災害に係る住家の被害認定調査の

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則

実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及び早期のり災証明書の発行に努める。

また、調査要員が不足する可能性がある場合には、あらかじめ県に状況を伝え、家屋被害認定士資格者の派遣の要請の可能性について通知しておく。

調査要員が不足する場合は建築士会等へ協力を要請する。なお、他から職員等の応援を受ける場合、あらかじめ定めた受援計画に基づき、支援部とも連携し、受入調整を行う。

区・自主防災組織、住民等は、市が実施する家屋被害認定調査の円滑な実施が、被災者の早期復旧・復興につながるという視点から、区内の被害状況の説明や区内の調査先の案内等について可能な協力を行うよう努める。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

り災証明書の交付（災害対策基本法第90条の2）

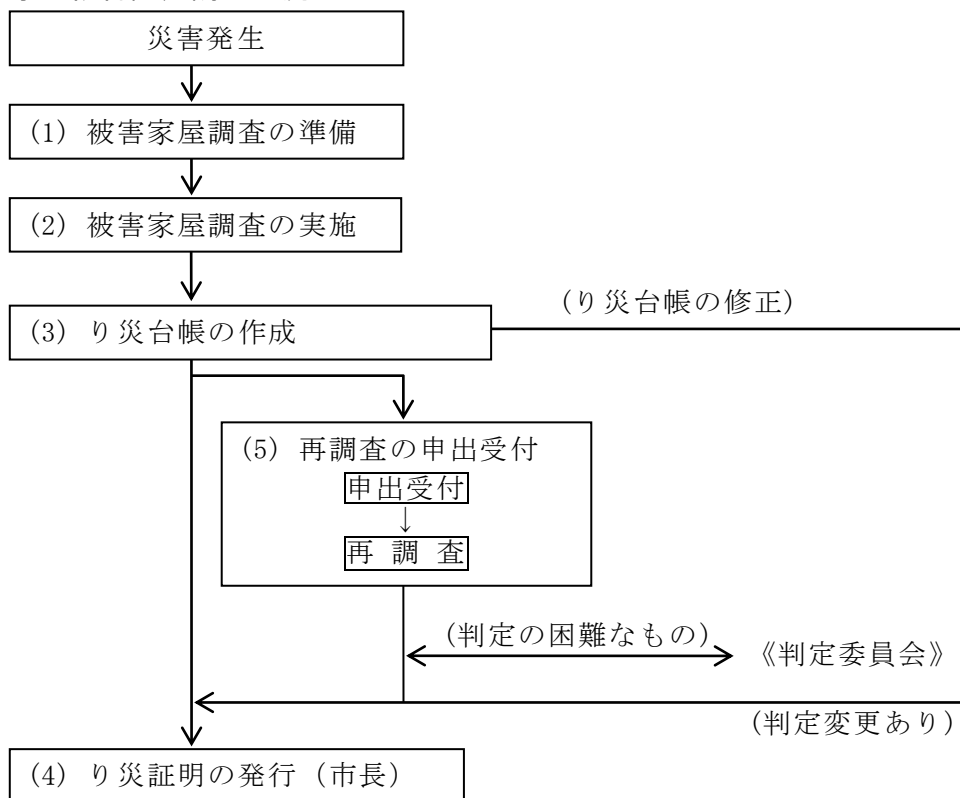
- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「り災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

家屋被害認定調査の流れ



(1) 被害家屋調査の準備

市（調査部）は、被災家屋総数及び被災規模の大きいエリアの把握に努めるとともに、被害状況の速報を基に、次の準備を行う。

ア 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

(3) り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(4) り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、遅滞なく被災家屋のり災証明書を発行する。

※り災証明の様式は、資料編に示す。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市（調査部）は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(6) り災証明等に関する広報等

市（応援復旧部）は、り災証明書の発行及び再調査の受付、その他の被災者支援の取り組みを円滑に行うため、発災後、速やかに総合相談窓口について各部と調整のうえ設置するとともに、被災者支援に関する情報をとりまとめ、広報紙やパンフレット等により被災者への周知を図る。

3 被害車両の調査

市（調査部）は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対し被災自動車の移動に関与した者の証明書の添付を求め、その内容に応じてり災証明を発行する。

4 地域本部管内における調査

地域本部長は、振興局管内の被害程度が大きく、地域本部のみでの対応が困難であると判断される場合は、派遣チームリーダーと協議のうえ本庁調査部長へ応援を要請する。

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第7 県への支援要請

担当	市	各部
	関係機関	県、関係機関
	関係団体	医療機関、関係団体

市（各部）及び関係機関は、大規模な被害により単独での応急対応が困難な場合、次の系統で県に支援を要請する。

県等への要請事項・要請担当（市担当部）・要請先一覧

要請事項	要請担当部	要請先
自衛隊派遣要請・各種支援要請	市（本部事務局）	県地方本部（県民局） →第3特科隊（陸上） 阪神基地隊（海上） 第3師団（陸上・航空）
隣接市町での避難所の開設	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →隣接市町
陸上鉄道輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →J R 西日本、私鉄各社
海上輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸運輸監理部 海上保安本部
航空輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸空港管理事務所、 但馬空港ターミナル(株) →大阪空港事務所、 関西エアポート(株)
陸上自動車輸送のあっせん	市（支援部）	県地方本部事務局（総務企画室） →トラック協会、バス協会、 近畿運輸局
物資のあっせん	市（支援部）	県地方本部事務局（総務企画室） →関係団体、国 （緊急災害対策本部）
食料・物資のあっせん（福祉関係機器）	市（救護部）	県地方本部事務局（総務企画室） →関係団体
災害救助用米穀のあっせん	市（農林部）	県地方本部事務局（総務企画室） →農林水産省、協定業者
放送要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →NHK神戸放送局、サン テレビジョンその放送各社
緊急警報放送要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →NHK神戸放送局
報道要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸新聞社その他報道各社
消防・救急応援	市（本部事務局、 消防部）	県本部事務局（災害対策局等） →総務省消防庁
ヘリの出動	市（本部事務局、 消防部）	県本部事務局（災害対策局等） →消防防災航空隊その他関係 機関

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

要請事項	要請担当部	要請先
警察官の協力要請	市（本部事務局）	警察署
非常災害用木材の調達・あっせん	市（農林部）	豊岡農林水産振興事務所 →木材業協同組合連合会等
大規模店舗等の早期営業要請	市（調査部）	県民局地域政策室地域づくり課（産業観光担当） →チェーンストア各社、石油商業組合等
建設資機材等のあっせん	市（工務部）	県本部事務局（災害対策局等） →建設業協会
救助用建設資機材	市（消防部、本部事務局）	県本部事務局（災害対策局等） →建設業協会
感染症対策薬剤等の提供	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所 →関係団体等、自衛隊
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所 →県内健康福祉事務所、県内市町、全国都道府県
医療関係者の派遣	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター） →全国都道府県、日赤、医師会・薬剤師会、医療機関、病院
血液の安定供給	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所 →赤十字血液センター
	各医療機関	赤十字血液センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	市（本部事務局、消防部）→県本部事務局 →神戸市、自衛隊、海上保安本部、全国都道府県等
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター） →県内医療機関、厚生労働省
船艇による患者搬送	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター） →自衛隊、海上保安本部
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター） →N T T西日本、水道事業者、関西電力送配電、豊岡エネルギー、県LPガス協会等
医療用水の確保	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター） →水道事業者
入院患者に対する食事の提供	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則	要請事項	要請担当部	要請先
第2章 災害予防			→給食事業者等
	医薬品の供給	各医療機関	市（救護部）→県薬務課 →厚生労働省、薬事協会、 医薬品卸業協会
	ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策（仮設トイレあっせん等）	市（衛生部）	県民局地域政策室環境課 →県内市町、関係団体、 関係省庁、他府県
	遺体安置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送等）	市（衛生部）	豊岡健康福祉事務所 →厚生労働省、近隣府県、 民間事業者等
第3章 風水害応急	風呂対策支援	市（衛生部）	豊岡健康福祉事務所 →関係団体等、自衛隊
	愛玩動物の保護・収容	市（衛生部）	兵庫県動物愛護センター →県獣医師会、公益社団法人 神戸市獣医師会、関係団体
	被災宅地応急危険度判定士の派遣	市（工務部）	県建築指導課→近畿協議会 →国土交通省
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	市（工務部）	県建築指導課→近畿協議会 →国土交通省
第4章 地震・津波災害応急	応急仮設住宅の建設支援	市（工務部）	県公営住宅課 →（一社）プレハブ建築協会、 全国木造建設事業協会、日 本木造住宅産業協会
	公営住宅への一時入居	市（工務部）	豊岡土木事務所 →県内各市町、他府県
	飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市（水道部）	日本水道協会兵庫県支部但馬 ブロック代表市（副代表）朝 来市→県水道課→隣接市町、 国土交通省、他府県、日本水 道協会、自衛隊、海上保安本 部
第5章 雪害・大規模事故等災害応急			
第6章 災害復旧・復興			

第4款 関係機関等との連携

第1 自衛隊への災害派遣要請

担当	市	本部事務局、支援部、消防部
	関係機関	県、自衛隊、警察署
	関係団体	

1 災害派遣要請の方法（災害対策基本法第68条の2）

(1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、フェニックス防災端末及び電話により自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。（災害対策基本法第68条の2）

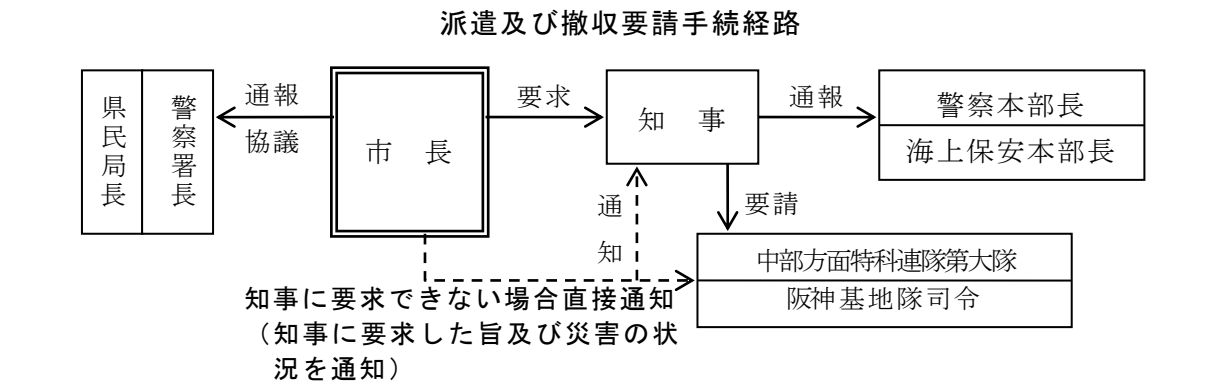
特に、震度5強以上の地震が発生し、災害即報段階において状況未確認の地区が多数ある場合等は、被害状況把握、輸送、消火活動、応急医療・救護等を行うための災害派遣要請を迅速に行う。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (ア) 要請責任者の職氏名
 - (イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - (ウ) 派遣地への最適経路
 - (エ) 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
 - (オ) ヘリコプター要請の場合はヘリポート適地
 - (カ) 火災の場合は取水点
 - (キ) 現場での共同作業が想定される場合はその機関、勢力等
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長又は阪神基地隊司令）に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。



第2節第4款 関係機関等との連携

2 要請先等

(1) 要請先

区 分	あて先	所在地
陸上自衛隊	中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	(伊丹市広畑1の1)

(2) 連絡先

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) 衛星電話7-151-5331・5332 FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災・危機管理班)	(078)362-9988 衛星電話7-151-3140 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊 中部方面特科連隊 (第1大隊第1中隊)	(079)222-4001 内線650(火力調整幹部) 238(警備幹部) 410(中隊長) 416(情報陸曹) 衛星電話7-984-31～33 FAX(079)222-4001	(079)222-4001 内線302(駐屯地当直司令) FAX(079)222-4001
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線230 FAX(078)431-1196	(078)441-1001 内線220(当直幹部) FAX(078)431-1196
	航空自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線3734、3735 FAX(072)779-6700	(072)781-0021 内線3301(司令部当直) FAX(072)779-6700

(注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入準備

派遣を要請した場合、市(支援部)は、市(消防部)、警察署等と十分調整のうえ、関係する市(各部)に対し、次の措置を講じるよう要請する。

(1) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所の指定。

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備。(自衛隊の装備に係るものを除く。)

派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合。

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の準備。

施設の開錠、進入ルートの確保、派遣部隊の誘導等。

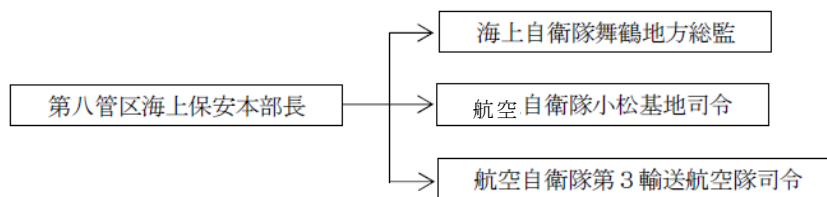
なお、受入拠点の候補地は、次のとおりとする。

派遣地域	受入拠点候補地	所在地	座標	臨時 ヘリポート	土砂災害 警戒区域	敷地面積 (㎡)
豊岡・円山川 左岸	総合市民グラウンド	戸牧359	828324	有	なし	20,900
豊岡・円山川 右岸	神美台スポーツ公園	神美台 157-40	879303		なし	26,100
城崎	城崎中学校グラウンド	城崎町湯島 617	822425		急傾斜 土石流	10,628
竹野	たけのこうえんグラ ウンド	竹野町須谷 1395	783438	有	なし	13,000
日高	植村直己記念スポー ツ公園	日高町野 829	754240	有	なし	9,800
	円山川防災ステーシ ョン	日高町西芝	825282	有	なし	750
	但馬ドーム	日高町名色 88-50	714277		なし	99,134
出石	出石川防災センター	出石町袴狭 380-1	882274		なし	4,529
但東	但東中学校グラウン ド	但東町三原 108-1	957259		なし	17,192

※座標は、グリッド入り電子国土基本図（国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/>）におけるUTMポ
イント（100m単位）を示す。

4 兵庫県北部沿岸への自衛隊派遣（海上保安本部長が行う場合）

兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



5 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、市長は、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

6 自主派遣基準

自衛隊の指定部隊等の長（第3特科隊長等）は、災害の発生が突発的で、救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条2項に基づき、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

（自主派遣の判断基準）

第2節第4款 関係機関等との連携

第1章 総則

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)及び(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
(自衛隊法第83条2項)

第2章 災害予防

7 活動内容

自衛隊が人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のための活動は、次のとおりである。

第3章 風水害応急

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等

第4章 地震・津波災害応急

- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
- (8) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来たさない限度で実施

第6章 災害復旧・復興

- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水
炊飯及び給水の支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料その他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第2 関係機関との連携

担当	市	各部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	

1 市の対応

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は災害応急対策の実施の要請を行うことができる。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。（災害対策基本法第29条第2項）

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条）

また、関係団体に対し「災害時相互応援協定」による協力を求めるなど、迅速かつ的確な対策の実施に努める。

(4) 応援の受入れ

市（支援部）は、関係する各部に対し、あらかじめ定める応援受入に関する計画に基づき、受入れについて調整する。市（各部）は、応援機関の案内等に対応する受援担当者を定めるとともに、地図等の情報、応援先の災害状況等の情報提供に努める。

なお、市（本部事務局、消防部）は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察の派遣部隊等の

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第4款 関係機関等との連携

第1章 総則

活動拠点の設定にあたり、各部隊の連携と活動の円滑化を図るため、関係部隊と調整する。

※豊岡市受援計画については別に定める。

※関係機関、自治体、関係団体等との災害時相互応援協定、覚書は、資料編に示す。

第2章 災害予防

2 市（消防部）の対応

(1) 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）

消防長は、災害の規模等により応援を要請する場合、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、FAX又は兵庫衛星通信ネットワークにより行う。

応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡する。

ア 災害の発生場所及び概要

イ 必要とする車両、人員、資機材、集結場所及び活動内容

ウ 集結場所及び活動内容

エ その他必要事項

市（消防部）は、応援要請を行った場合、その旨を県消防課に対して通報する。

(2) 関係機関との相互協力（消防組織法第42条、大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定）

消防部及び警察署は、住民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、市及び消防相互応援（消防組織法第39条）による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置（消防組織法第44条）がとられるよう知事に要請する。

※緊急消防援助隊（地上部隊）進出拠点は、資料編に示す。

※消防隊の応援受入に関する計画は別に定める。

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3 ヘリコプターの運航

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	県、自衛隊、海上保安署
	関係団体	

1 要請基準

市（本部事務局、消防部）は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び他の消防本部若しくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県又は各機関に対してヘリコプターの運航を要請する。

(1) 救急活動

(2) 救助活動

(3) 火災防御活動

(4) 情報収集活動

(5) 災害応急対策活動

2 要請手続

(1) 県に対する要請

市（本部事務局、消防部）は、神戸市消防局警防部司令課に対しヘリコプターの支援要請を行い、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県（消防保安課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 他機関に対する要請

他府県消防本部等（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）、近畿地方整備局（災害時の応援に関する申し合わせ）、海上保安本部、自衛隊等については、県災害対策本部事務局又は各機関の担当部局へ要請する。

3 要請先

(1) 県災害対策本部非設置時

昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。

夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119

衛星電話 7-100-42

FAX (078)325-8529

(2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

衛星電話 7-151-5331・5332

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911～9912

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 市において措置する事項

(1) 本部事務局、消防部は、離発着場の選定を行う。

(2) 消防部は、離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）を行う。

※臨時ヘリポート予定地は、資料編に示す。

6 患者の搬送

第2節第4款 関係機関等との連携

医師は、患者の搬送の可否を判断し、搬送する場合にはヘリコプターに同乗するとともに、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

第4 市外の被災地に対する応援

担当	市	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、工務部
	関係機関	関西広域連合、県
	関係団体	

1 情報収集の実施

市（本部事務局）は、市外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、県災害対策課を通じて状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努める。なお、市が災害時応援協定を締結している自治体の被災状況に関しては、協定事務局等を通じて、情報収集に努める。

また、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）等、県の関係者が派遣されている場合は、先遣隊等の得た情報や他の応援組織（協定締結自治体、水害サミット参画自治体、全国知事会、総務省の災害マネジメント総括支援員制度等）の動向等を勘案し、市の対応を判断する。

なお、現地での情報収集の必要性があると市長が判断した場合は、本部関係部署の職員を派遣する。

2 応援の実施

市（本部事務局）は、災害時相互応援協定の締結自治体及び姉妹都市への支援を優先する。

また、災害時相互応援協定を締結していない被災自治体への支援については、次のとおりとする。

市（本部事務局）は、関西広域連合において応援を行うことが決定し、市長が応援の実施を判断した場合は、市（支援部）の調整に基づき、可能な限り主に次の業務について関係各部の職員を派遣する。

- (1) 家屋被害認定調査（主担当：調査部）
- (2) 災害廃棄物処理、運搬等（主担当：衛生部、工務部）

なお、被災地への応援にあたっては、市で継続した支援が可能かどうかを検討のうえ、実施するよう努める。本市の被災地支援の考え方については、次の通り。

- 第1：県内応援（被災地が属する都道府県内自治体による支援）
- 第2：ブロック内応援（被災自治体が属する都道府県が属するブロック内での支援）
- 第3：ブロック間応援（被災自治体が属するブロックの隣接ブロックによる支援）
- 第4：全国知事会、関西広域連合の枠組みでの全国的な応援

第5款 災害救助法の適用

担当	市	本部事務局、救助実施各部
	関係機関	県、各機関
	関係団体	

第1 適用基準等

1 適用基準

本市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- (1) 市内で住家の滅失世帯数が80以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が40以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別な事情（※1）がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段基準及び後段基準）

※1 内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当する場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

※2 内閣府令で定める基準（次のいずれかに該当すること。）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合（災害救助法第2条第2項）

2 滅失世帯数の算定（災害救助法施行令第1条第2項）

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- (1) 全壊（全焼・流失）した世帯は、1世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- (2) 半壊（半焼）した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

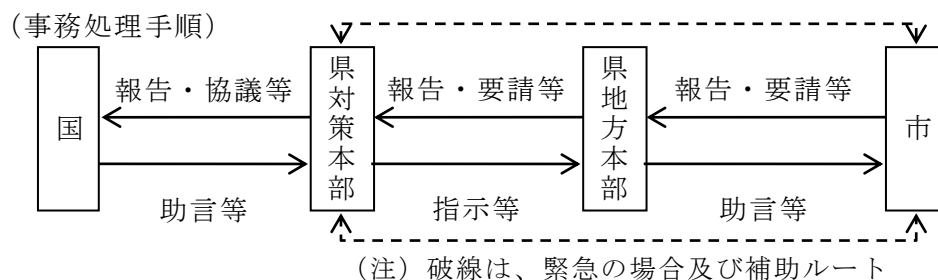
第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第5款 災害救助法の適用

の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。そのうえで、災害救助法の適用について要請する。



第2 救助の実施

1 実施項目

市長は、知事からの通知に基づき、知事の権限に属する災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を、通知の範囲で行う。

この場合、市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

救助実施項目	救助実施期間	市の担当
避難所の供与	7日以内	避難部
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	○着工期間：20日以内 ○ <u>救助期間</u> ：完成の日から2年以内	工務部
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	○着工期間：災害発生の日から速やかに ○救助期間：最長2年	
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	救護部
飲料水の供給	7日以内	水道部
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	支援部・避難部 ・救護部
医療及び助産	○医療：14日以内 ○助産：分娩した日から7日以内	救護部
被災者の救出	3日以内	消防部
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内に完了	工務部
学用品の給与	教科書等：1ヶ月以内に支給完了 文房具等：15日以内に支給完了	避難部
埋葬	10日以内	衛生部
死体（不明者）の搜索	10日以内	消防部
死体の処理	10日以内	救護部

障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）	10日以内	工務部
--	-------	-----

※いずれも災害発生の日から（助産を除く）
※救助実施に関する対象・方法・限度額・特別基準等についての詳細は、最新の県「災害救助の手引き」等を確認のうえ、県災害対策課等と十分に調整のうえ実施すること。

2 関係機関

関係機関は、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市及び救助活動の実施機関に協力する。

3 実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等による基準で救助を実施することが困難と判断される場合は、救助実施期間の延長や限度額の引き上げ等について弾力的に対応するための「特別基準」の適用を迅速に県知事に要請する。この場合、実施期間の延長については基準に示された期間内に要請する。

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等は、資料編に示す。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第3節 円滑な災害応急活動の展開

第1款 消火活動等の実施

第1 地震火災の消火活動

担 当	市	消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署
	関係団体	消防団、自主防災組織、住民

1 消火活動の実施

市（消防部）は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

大規模な火災が発生し、上空からの情報収集が必要な場合は、県に県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を依頼する。

2 応援体制

(1) 消防相互応援協定

市（消防部）は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

(2) 知事の応援指示

多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、災害対策基本法第72条及び消防組織法第44条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって市長に応援出動が指示された場合、市（消防部）は人的確保に努める。

※参考

① 第1次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／3を派遣することを指示する。

② 第2次指示権の発動

災害が一地区に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／4の人員を派遣することを指示する。

③ 第3次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／4の人員を派遣することを指示する。

④ 出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は①～③のとおりとするが、受令市町と協議の上、出動人員を適宜増減することができる。

(3) 他機関との連携

市（消防部）は、警察署、自衛隊と相互に協力する。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合、必要に応じ、海上保安署等の機関に救援協力を要請する。

3 救急搬送業務

市（消防部）は、災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求める。

4 市消防計画

市（消防部）は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次の目標及び消防計画の基本的事項に基づき、活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 危険物施設に対する防御
- ウ 避難経路の火災防御
- エ 救助・救急
- オ 情報活動
- カ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

地震被害想定結果に基づき、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 本部における所掌事務に関する事項
- イ 消防部と消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 本部事務局との連絡等に関する事項
- キ 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - (ア) 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - (イ) 避難経路の防御に対する措置
 - (ウ) 救助・救急に関する措置
- ケ 広報に関する措置

5 住民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第1款 消火活動等の実施

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努める。

第2 水防活動

担 当	市	本部事務局、農林部、工務部
	関係機関	県、警察署、自衛隊、豊岡河川国道事務所
	関係団体	消防団、量水標・検潮器・水門・溜池・ダム・排水機場の管理者、工事施工者、自主防災組織

洪水のおそれがある場合は、風水害応急対策計画（→「第3節第1款 水防活動の実施」参照）に準じて水防活動を行うが、地震時には津波及び河川施設被害の状況（→「第3節第21款 公共土木施設等の応急復旧及び後発地震対策等の推進」参照）に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防御活動を行う。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1 人命救出活動の実施

担当	市	本部事務局、支援部、消防部
	関係機関	警察署、海上保安署、自衛隊
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、建設業協会等、住民、事業所

1 救出体制の確立

(1) 市の救出体制

ア 市（消防部）は、必要に応じて1隊2人以上で救助隊を編成するとともに、地震・津波災害に応じた救助資機材、緊急輸送車両等を確保し、負傷者等を救出する。

イ 市（本部事務局）は、救出活動が困難な場合、可能な限り次の事項を明らかにして、県に救出活動の実施を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

(ア) 行方不明者情報の収集

市（本部事務局）は、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

(イ) 安否不明者情報の収集

市（本部事務局）は、行方不明者のリストを作成する場合において、災害に巻き込まれたかどうか不明で行方不明となる疑いのある者（以下この章において「安否不明者」という。）の情報があるときは、安否不明者のリストを作成する。

市は、安否不明者のリストに記載された方の県からの公表に関し、住民基本台帳の閲覧制限などの情報確認等を行い、県に報告し、行方不明者の早急な特定に繋げるものとする。

(ウ) 搜索活動

救出活動のため編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索及び遺体の収容活動にあたる。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

エ 市（消防部）は、相互応援協定等に基づき、必要に応じて他の消防機関への応援要請を迅速かつ円滑に行う。市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、緊急消防援助隊の出動を知事に要請する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章 総則

オ 市（支援部）は、救出活動が困難な場合、近隣自治体及び災害応援協定締結自治体への応援要請を行う。

(2) 警察署

警察署は、次の措置を講じる。なお、警察署長は、必要に応じて交通機動隊への応援要請を行う。

ア 要救助者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

イ 必要な交通規制の実施

(3) 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施する。（→「第2節第4款第1 災害自衛隊への派遣要請」参照）

(4) 海上保安署

ア 海上における人命救助活動を実施する。

イ 負傷者等の搬送に当たっては、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。

(5) 区・自主防災組織、事業所、住民等

区・自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

ウ 警察署、消防署等への連絡

(6) その他

救助活動を実施する機関は、速やかに的確な救助活動を実施するため、相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、兵庫県建設業協会豊岡支部等、建設業協会等との応援協定に基づき連携強化に努める。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2 救急医療の提供

担当	市	救護部、消防部
	関係機関	警察署、県
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ市（消防部）及び関係機関に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

市（消防部）、警察署は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 市（消防部）は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送にあたる。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急告示医療機関の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

(3) 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

※兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱は、資料編に示す。

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市（救護部）は、病院組合、医師会と協力し、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容には、下記施設の活用を図る。

ア 災害拠点病院（公立豊岡病院）

イ 救急告示医療機関

ウ その他の医療施設

エ 地区コミュニティセンター、学校等に設置された救護所及び県において設置された救護センター

オ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、遺体調査その他所要の処理を行う。速やかな遺体調査に支障が生じる程の多数の死者が発生した場合、警察署は、警察本部経由で日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。

6 関係機関への協力要請

各機関は、災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

7 災害の現場における諸活動の調整

(1) 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 県に災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等

警察本部又は市の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

イ 鉄道、空港、工場での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、工場等を経営する事業者）の現場指揮者が

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

諸活動の調整を行う。

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策の実施

担 当	市	救護部、消防部、本部事務局
	関係機関	県、警察署、関西電力送配電
	関係団体	病院組合、医師会、看護協会、歯科医師会、医薬品等販売業者

1 救護所の設置

(1) 市（救護部）は、次の場合に救護所設置予定施設などに救護所を設置する。また、県は救護所のみでは対応できない場合に、救護拠点を設置する。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合、救護所は、医療器具のある学校や保健センター等を基準としてあらかじめ定める。設置に際しては、救護班の派遣体制を考慮して、医療機関及び医師会等と協議する。

救護所は、医療器具のある学校や保健センター等を基準としてあらかじめ定める。設置に際しては、救護班の派遣体制を考慮して、医療機関及び医師会等と協議する。

また、必要と判断した場合は、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ機能を活かし、災害時医療支援船として利活用することについて、県と調整する。

- ① 輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送
- ② 生活機能を活用した一時的避難所としての利用等
- ③ 災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用

※救護所設置予定施設は、資料編に示す。

(2) 救護所では、次の活動を行う。

- ア 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 負傷者の応急処置
- エ 助産
- オ 死亡の確認
- カ 遺体の検案

(3) 市（救護部）は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 情報収集・提供

(1) 情報収集の協力

市（救護部）、医師会、歯科医師会は、豊岡地域保健医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）（以下この款では「地域保健医療情報センター」という。）等と連携し、地域保健医療情報センターが実施する災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

(2) 情報収集

市（消防部）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行う。また、市（救護部）、医療機関、住民等は、次により県から提供される情報の収集、把握を行う。

(3) 情報提供

県は、医療等に関する情報を、報道機関の協力のもと、住民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととしている。

ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）

イ 市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）

ウ 住民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）

エ 住民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報

3 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

市（救護部）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会及び災害拠点病院（公立豊岡病院）に対し、救護班の編成、救護所への医師等の派遣を要請する。

(2) 県への要請

市（救護部）は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、地域保健医療情報センター、市（救護部、消防部）の指揮のもとに、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等避難行動要支援者要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

4 災害拠点病院の活動

(1) 災害拠点病院（公立豊岡病院）

ア 圏域内の他の医療機関で対応できない患者を受入れ、治療にあたる。

イ 災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断され

第3節第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章 総則

た患者の搬送について市（消防部）へ要請する。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

第2章 災害予防

5 医療マンパワーの確保

市（救護部）は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、豊岡健康福祉事務所に応援を要請する。

6 患者等搬送体制

市（消防部）は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

第3章 風水害応急

7 医薬品等の供給

(1) 品目

市（救護部）は、県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

第4章 地震・津波災害応急

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

市（救護部）は、豊岡健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、豊岡健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、集積基地まで搬送する。

市（救護部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

なお、集積基地での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材（災害事業コーディネーター）による整理分類が必要であるため、必要に応じて薬剤師会等へ協力を要請する。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

8 医療機関のライフラインの確保

市（本部事務局、救護部）は、県と連携を図り、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

第3款 交通・輸送対策の実施

第1 交通確保対策の実施

担当	市	農林部、工務部、消防部、水道部
	関係機関	各機関
	関係団体	建設業協会等

1 被災情報及び交通情報の収集

市（農林部、工務部）は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者からの情報収集を行う。なお、これらの情報収集は、県があらかじめ指定した緊急輸送道路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

2 通報連絡体制の確立

- (1) 道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに市長又は警察署に通報するものとする。通報を受けた市長又は警察署は、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い交通を確保する。

3 交通規制に関する措置

- (1) 交通規制の実施
 - ア 道路管理者、県公安委員会、警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、(2)に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。
 - イ 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定による次の標示を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置する時間的余裕がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

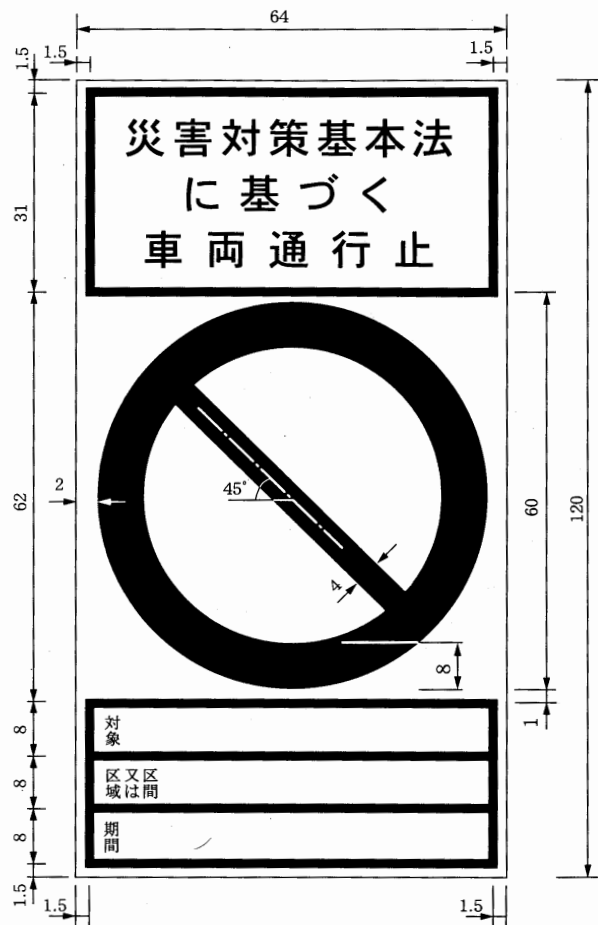
第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

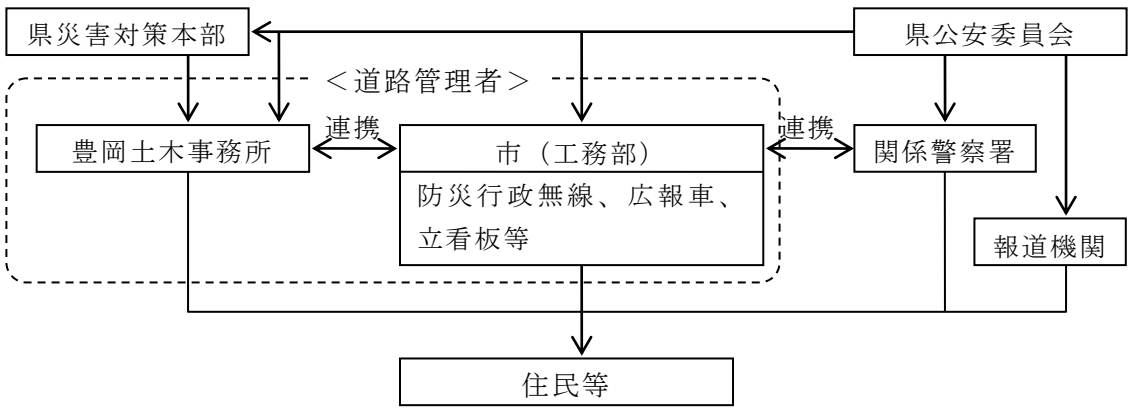
第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

別記様式第2（第5条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第1繰下）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

ウ 交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等の報道機関、交通情報、防災行政無線、広報車両等を利用し、一般に周知する。



(2) 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合（適用期間の短いもの）	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険を生ずるおそれがある場合（一時）	道路交通法第6条第4項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場合へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場に行かない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記の措置をとることができる。	

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第3款 交通・輸送対策の実施

第1章 総則

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領」（平成27年6月：兵庫県警察本部）

指定行政機関、指定地方行政機関、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等は緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続きの円滑化を図る。

ア 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合には、県公安委員会に事前届出を行う。

(ア) 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 事前届出に関する手続

(ア) 事前届出の申請

① 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

③ 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

4 道路の応急復旧等

(1) 緊急啓開路線の選定

市（農林部、工務部）は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、緊急道路啓開路線を選定する。選定に当たっては、必要な被災情報の収集や共有が速やかにできるよう、関係する道路管理者と連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。

ア 緊急啓開路線の選定基準

(ア) 市役所、消防本部、地域防災拠点（円山川防災センター、出石川防災センター、六方防災ステーション立野拠点）、警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線

(イ) 緊急輸送道路指定路線

(ウ) 物資輸送拠点、地区防災拠点（避難所等）等主要な防災拠点到に接続する路線

(エ) その他上記のルートを補完する路線

イ 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、市（消防部）、警察署、自衛隊等の

各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

ウ 道路啓開の実施

市（農林部、工務部、水道部）は、関係機関と連携し効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する。作業に当たっては、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

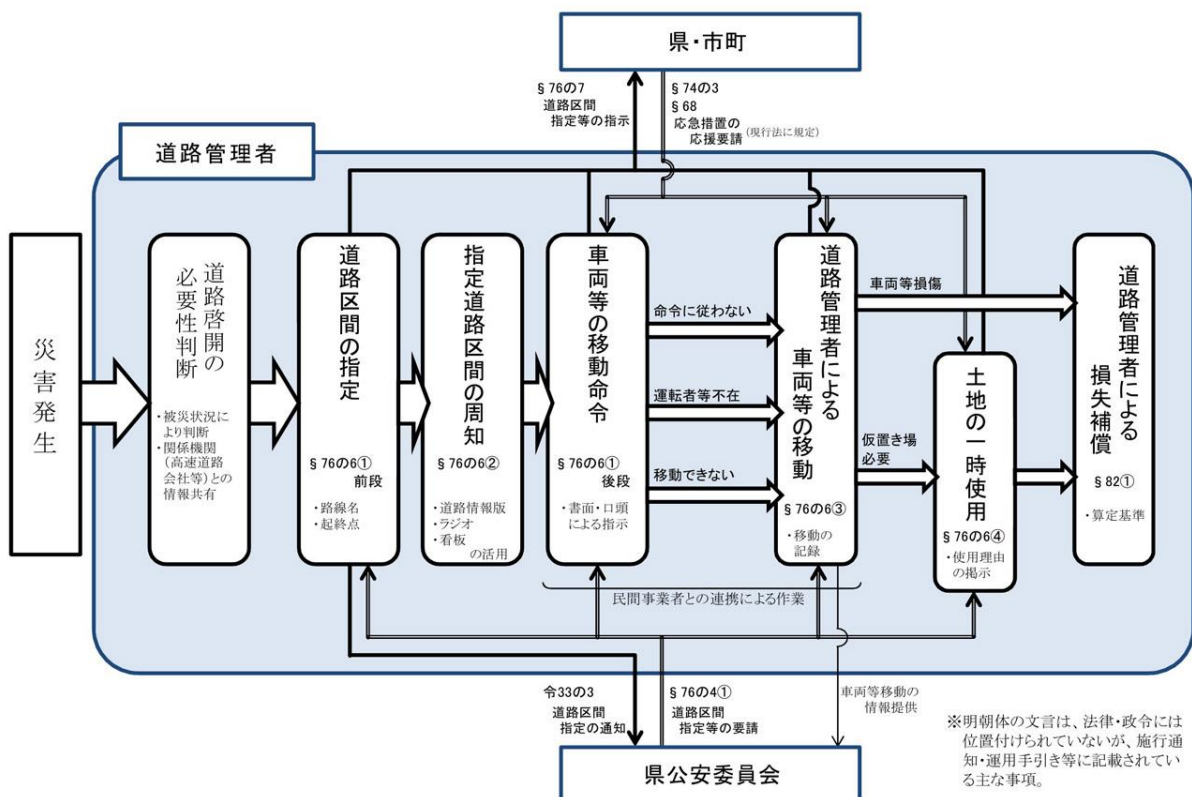
建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

5 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、県公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」平成26年11月・国土交通省

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

6 海上交通の確保

- (1) 港湾（津居山、竹野）管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (2) 漁港（田結、田久日、宇日、切浜、須井）管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (3) 海上保安署は、被害状況の把握に努め、海上交通の安全を図る。

7 空路交通の確保

- (1) 但馬空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行い、航空機受入れの確保を図る。
- (2) 市（本部事務局）は、あらかじめ指定されたヘリコプター臨時離着陸場（→災害予防計画「第4節第5款 交通関係施設の整備」参照）の中から臨時ヘリポートの開設を指示するとともに、その周知徹底を図る。

第2 緊急輸送対策の実施

担当	市	本部事務局、支援部、救護部、農林部、工務部、各部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、全但バス、県トラック協会
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、建設業協会等

1 緊急輸送道路の確保

市（工務部）は、災害発生後の被害状況を踏まえ、関係機関と調整を行い、緊急輸送道路の指定を行う。緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各関係機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

2 緊急輸送の実施

(1) 輸送体制の確立

市（支援部）は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、関係機関、関係団体等との十分な連携に基づき、輸送体制の確立を図る。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

ア 輸送に当たっての配意事項

関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

- (ア) 人命の安全
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

(ア) 第1段階

- ① 救急・救助活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

- ③ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (イ) 第2段階
- ① 上記(ア)第1段階の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (ウ) 第3段階
- ① 上記(イ)第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品
- (3) 輸送方法
- 輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。
- ア 自動車による輸送
- (ア) 車両の確保
- ① 市有車両
- 災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、市（支援部）が行い、市（各部）は緊急輸送用の車両等を必要とするときは市（支援部）に依頼する。
- 市（支援部）は、稼動可能な車両を把握し、要請に応じ配車を行う。
- 市（各部）が所有する特殊車両については、市（支援部）から要請があるまで、当該部が実施する応急対策業務に使用することができる。
- ② その他の車両の確保
- 市（支援部）は、市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等の借上げを要請するほか、次の関係機関に協力を要請する。
- ・ 県災害対策本部
 - ・ 兵庫県トラック協会（県は「災害時における輸送の協力に関する協定」を締結）
 - ・ 全但バス㈱（但馬3市2町は「災害時等におけるバス利用に関する協定」を締結）
 - ・ その他（指定地方公共機関など）
- (イ) 燃料の確保
- 緊急通行車両等の燃料を確保するため、兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックを通じ、市内の給油所等に要請する。なお、確保が困難な場合には、県へ要請する。
- ※兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックとの「災害時における燃料等の優先供給等に関する協定」は、資料編に示す。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第3款 交通・輸送対策の実施

第1章 総則

イ 鉄道による輸送

市（支援部）は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道㈱に緊急配車を要請する。

ウ ヘリコプター等による輸送

市（本部事務局、消防部）は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。また、必要により県に自衛隊の派遣を要請する。

市（本部事務局、消防部）は、ヘリコプターによる輸送を要請した場合は、関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定するとともに、物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保する。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

市（本部事務局）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、道路管理者、鉄道事業者、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者、但馬空港管理者等関係機関の協力を得て、緊急輸送道路等に関する状況把握に努める。

(5) 緊急輸送協力に係る市の対応

ア 海上輸送の支援

(ア) 係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査のうえ、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じることとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

イ 空中輸送の支援

(ア) ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

市（消防部）は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保することとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

- ・事前通行規制区間
- ・緊急輸送道路一覧
- ・ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧
- ・緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）
- ・緊急通行車両確認申請書（様式）
- ・緊急通行車両確認証明書（様式）
- ・緊急通行車両標章（様式） は、資料編に示す。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第4款 避難対策の実施

第1 避難指示の発令

担 当	市	本部事務局、支援部、救護部、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、気象台、豊岡河川国道事務所
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、民生委員・児童委員連合会、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、ろうあ協会、住民、放送事業者、電気通信事業者

1 避難指示の発令権限等

避難指示の発令権限と要件は次のとおりである。

なお、避難勧告・指示に当たっては、指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該事項についての助言を求めることができる。（災害対策基本法第61条の2）

避難指示の発令権者及び要件

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示する。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。 勧告、指示、立退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第60条第6項及び第7項
警察官、海上保安官	市長が避難のための立退きを指示すること、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示できる。 ※指示したときは、直ちに、市長に通知する。	災害対策基本法第61条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、	警察官職務執行法第4条

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節第4款 避難対策の実施

第1章 総則		その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。 この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置をとる。	
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、行うことができる。	自衛隊法第94条
第2章 災害予防	知事、知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。	地すべり等防止法第25条
第3章 風水害応急			
第4章 地震・津波災害応急			
第5章 雪害・大規模事故等災害応急			
第6章 災害復旧・復興			

2 避難勧告・指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、居住者、滞在者に対し、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することができる。

種類	呼びかけ・発令の意図	住民等に求める避難行動
警戒レベル4、避難指示	災害により被害が発生する危険性が高まり、住民に避難の開始を求める。	○対象地区の住民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の住民は、周りの状況により自主避難する。

※海岸付近では、付近の堅牢な建物の高層階、高台に避難する。なお、避難に際して自家用車を使用しないこと。

3 実施基準

(1) 津波

気象庁から津波警報・注意報が発表されたときは、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避させるとともに、急いで安全な場所に避難するよう指示する。また、指定津波避難場所のある港地区（5区）及び竹野地域（沿岸11区）に対し直ちに防災行政無線等により避難指示を発令する。

(2) その他

地震による水害、土砂災害が発生するおそれがある場合は、河川施設の被害や地盤の状況（→「第3節第21款 公共土木施設等の応急復旧及び後発地震対策等の推進」参照）等に応じて実施基準を調整する。

4 避難指示の伝達

市（本部事務局）は、直ちに地震・津波情報の収集・伝達方法に準じて（→「第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告」参照）、警察署、海上保安署、区・自主防災組織等の協力を得て住民等への周知徹底を図る。

また、知事に対して、避難指示の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口並びに世帯数等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

(1) 情報の内容

市（本部事務局）は、避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

- ア 避難の指示を発令した地区名又は区名
- イ 避難先
- ウ 避難時の服装及び携行品
- エ 避難行動における注意事項

- (ア) 隣保単位など複数人での避難の推奨
- (イ) 避難先への経路に係る十分な安全の確認等

※避難指示の伝達例文は、資料編に示す。

(2) 指示の伝達方法

- ア 市（本部事務局）は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの吹鳴、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- イ 市（本部事務局）は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。
- ウ 市（救護部）は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- エ 市（本部事務局）は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努める。

(3) 電気通信設備等の優先的利用等

市長は、避難指示を発令する場合等、緊急を要する場合において、必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用又は放送を行うことを求め（災害対策基本法第79条）、又はインターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するよう求めることができる（災害対策基本法第57条）。

5 避難誘導

- (1) 市（消防部）は、警察署、区・自主防災組織、避難支援等実施者の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 住民は、市や地域が行う防災に関する訓練や研修等の機会をとらえ、あらかじめ避難所と避難経路を把握しておく。
- (3) 市（救護部）は、予め災害時要配慮者名簿等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自主防災組織、避難支援者等の協力を得て、安否確認と避難誘導を行う。
- (4) 住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (5) 住民は、率先して避難するのはもとより、できるだけ隣保単位などにまとまって行う。
- (6) 住民は、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊産婦等及びこれらに必要な介助者を優先

第3節第4款 避難対策の実施

第1章 総則

して避難する。

(7) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、地域の協力を得て避難する。また、寝たきり等で施設での生活が必要な人については、病院、福祉施設での対応を要請する。

(8) 津波からの避難等緊急を要する場合は、指定緊急避難場所（津波指定避難場所）へ避難する。

(9) 障害のある人は、災害時安心ファイルを携行するよう努める。

(10) 国際交流協会、NPOにほんご豊岡あいうえお、ボランティア団体等は、外国人の早期避難のための情報提供のほか、可能な場合は、避難支援を行う。

(11) 市（本部事務局）は、要配慮者の避難等、車両等での避難が必要な場合を除いて、避難に車両を使用しないよう指導する。

※災害時安心ファイルは、資料編に示す。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

6 区・自主防災組織及び住民等の協力

区及び自主防災組織は、市及び警察署に協力し、住民の避難を誘導する。

なお、市からの高齢者等避難、避難指示等の発令がない場合であっても周りの状況から危険が迫っていると判断されるときは、住民の自主避難を促す。

特に、避難行動要支援者要配慮者については、あらかじめ避難行動要支援者要配慮者名簿等により所在を把握し、早急な対応がとれるよう努める。

住民等は、区及び自主防災組織の活動に協力する。

第4章 地震・津波災害応急

7 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（災害全般）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。

イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 警戒区域の設定権者及び要件

原則として住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、また、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行う。警戒区域の設定権者及び要件は次の表のとおり。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条
消防長、 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときに火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員、 消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	

第2 避難指示、警戒区域の設定の解除

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨を公示し、勧告・指示の伝達方法に準じて、住民や関係機関に連絡する。

第3 避難所の開設・運営

担当	市	本部事務局、救護部、避難部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、医師会、獣医師会、看護協会、公衆浴場、旅館組合、住民、消防団、指定管理施設の管理者

1 避難所の開設

原則として本部長又は地域本部長が避難所の開設の可否を判断する。

開設の順番は概ね次の通りとする。

第1 市立地区コミュニティセンター

第2 市立小中学校、高等学校

第3 その他

なお、本部長又は地域本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等が開設できる。

避難所に指定されている指定管理施設の管理者は、あらかじめ定めた協定、マニュアル等に基づき、避難所開設・運営に協力する。

※避難所の名称、所在地、収容人員、備蓄物資等は、資料編に示す。

(1) 避難所の受入れ

避難所に派遣された職員は、施設管理者等と協力して、避難者を安全に誘導するとともに、健康面や精神面への配慮に努める。また、職員は定期的に避難者の状況を避難部長に報告する。

(2) 避難所の追加指定

市（本部事務局）は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定緊急避難場所若しくは指定避難所として位置づけることができるものとする。また、避難生活の長期化等を見据え、市内の避難所では収容力が不足する場合は、災害対策基本法第86条の2、他自治体との災害時相互応援協定に基づき市外での避難所開設について当該自治体と協議する。

※災害時相互応援協定は、資料編に示す。

(3) 開設期間（※特別基準の設定等）

市（本部事務局）は、災害救助法が適用された場合は、被害状況、ライフラインの現状及び復旧状況、応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅含む）の開設準備状況や建設・設置の進捗状況等について関係部と情報を共有したうえで、開設期間や特別基準の設定等について県と協議する。

※災害救助法の手引きは、資料編に示す。

2 避難所の運営

(1) 市、施設管理者等の措置

ア 市（避難部）は、職員派遣計画に基づき、市立コミュニティセンター、学校及び民間商業施設等で指定緊急避難場所に指定されている施設に、可能な限り職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、自身が保有する携帯電話等も活用のうえ、通信の確保等を行う。それ以外の指定緊急避難場所で、市からあらかじめ避難所の開設および自主運営を依頼されている施設にあつては、施設管理者等がその任にあたる。

なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、避難所担当職員は避難所

に直接参集し、避難所の開設を行う。

イ 区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等は、市立コミュニティセンター及び学校等、指定緊急避難場所の避難所開設・運営にあたって、避難者とも協力して役割を担うなど、市職員や施設管理者等に協力する。

なお、避難生活が長期化（開設2、3日以降）する可能性があるとは判断される場合は、避難者や区・自主防災組織、地域コミュニティ組織の相互協力による避難所自主運営組織を立ち上げるよう努める。

ウ 区・自主防災組織等は、市の職員を派遣しない指定緊急避難場所の運営等について避難者等と協力し、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

エ 指定緊急避難場所派遣職員（以下「避難所派遣職員」という。）は、防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行の上、避難所における情報収集や広報手段の確保を図る。

オ 避難所派遣職員は、災害対策本部（地域本部）と連絡を密にしつつ、区・自主防災組織等と協力して、開設当初において、次の避難所運営業務に従事する。なお避難所開設が長期化した場合（開設2、3日以降）は、避難者も協力して立ち上げられた自主運営組織に避難所の運営に関し、引き継ぎ可能な業務を引き継ぐものとする。

(ア) 施設管理者等との施設使用等の調整並びに協力依頼（開放区域、要配慮者専用のスペース、授乳室、避難所事務スペース等の使用可能区域の設定や各種備品の借用方法等）

(イ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び定時報告（受付業務、本部への報告等）

(ロ) 傷病者等の把握と応急措置（状況把握と必要に応じ救護部への応援要請等）

(ハ) 避難行動要支援者要配慮者の把握と処置（福祉避難室など別室の確保、福祉避難所入所措置や医療機関との調整を本部へ要請）

(ニ) 災害対策本部等と避難所との情報伝達手段・ルートの確保（本部情報の避難者への周知手段、避難所内の状況の伝達方法等の確立）

(ホ) 避難所自主運営組織の結成、運営方針、ルール作りの支援（区・自主防災組織・地区コミュニティ組織等の役員等、避難所地元住民等の協力体制の構築、避難者との連携、役割分担とルールの徹底等）

(ヘ) 避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等の実施に係る調整

(ニ) 仮設トイレの設置の必要性把握及び設置時の清掃等の維持管理支援

(ケ) 市の応急対策状況、復旧・復興に関する情報、医療・生活関連情報等、被災者に必要となる情報の提供（仮設住宅の募集等の災害救助法関係、被災者生活再建支援に関する情報、減免制度、関係機関の支援制度等）

(コ) 避難者の健康管理及び栄養指導

(サ) 上記についての避難所運営記録の作成

※避難所運営マニュアル、災害救助法・被災者生活再建支援法等の支援関係資料は、資料編に示す。

(2) 教職員の避難所運営への従事

災害救助法第2条の規定に該当する災害であつて県教育委員会が指定する極めて重

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第4款 避難対策の実施

第1章 総則

大な災害時において、指定緊急避難場所に指定されている学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、避難所運營業務に従事でき、この期間は7日以内とする。

なお、学校長等は災害の状況がひっ迫し、市からの避難所開設要請のいとまがないときは学校長等の判断で避難所を開設し、運営にあたるものとする。また、7日間の避難所業務従事期間終了後は、市（避難部）が運営等を引き継ぐ。

学校長は、避難所運営が市（避難部）に移った後も、学校教育に支障のない範囲で、可能な限り市の避難所運営に協力する。

教職員の主な避難所運營業務は次のとおり。

ア 施設等開放区域の明示（避難者スペース・非開放スペース、車両の駐車スペース等）

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成（要配慮者の状況把握への協力を含む）

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ時の協力

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所自主運営組織づくりや運営組織への協力

ク 傷病者への対応

(3) 避難所自主運営組織の確立

区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、住民等は、避難所生活の長期化を見据え、避難所派遣職員や施設管理者、避難者の協力のもとに、避難所自主運営組織を設立するとともに、避難所自主運営組織のリーダーを選出し、リーダーのもとで、主に次の事項について対応する。

ア 自主運営方針、生活ルール の決定

- ・市との連絡責任者の決定

- ・ルール等各種決定方法の共有

- ・ルールの決定及び徹底（居住スペース配置、要配慮者対応、ごみの分別、清掃等の役割分担）

イ 食料・救援物資の受入れ避難者への分配及び炊き出しへの協力

- ・救援物資の受入れ・配布、炊き出し実施時の配膳協力等

ウ 避難者に対する市等からの生活関連情報等の伝達

- ・避難者への呼びかけ（近く の要配慮者等への協力等）

- ・チラシの掲示、配布及び回収 等

エ 避難者のニーズ調査、避難所派遣職員・自主運営組織リーダー等への報告

オ ごみの管理、施設・トイレの清掃等

カ 秩序の保持

(4) 避難所運営に係る留意点

ア 市（避難部）は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分注意することとする。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性によ

第2章 災害予防

第3章 風水害 応急

第4章 地震・津波 災害応急

第5章 雪害・大規模事故等 災害応急

第6章 災害復旧・復興

る配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談しやすい場づくり等
〔性的マイノリティのニーズ例〕

- 性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等
- イ 市(避難部)は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。
- ウ 市(避難部)は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う
- エ 市(避難部)は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める
- オ 市(避難部)は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮(避難所開設当初からパーティションを設置する等)するほか、文化的・福祉的(段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等)な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める
- カ 市(避難部)は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる
- キ 市(救護部)は、救護所となっていない避難所について、救護班による巡回活動を行うとともに、県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回相談や栄養相談を行う。また、避難者の健康管理(メンタルヘルスを含む。)やエコノミークラス症候群(深部下肢静脈血栓症)、生活不活発病(廃用症候群)、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- ク 市(救護部)は、避難部と連携し、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- ケ 消防団は必要に応じ警察署と十分連携を取りながら、避難所パトロール等の巡回活動を実施する。
- コ 市(避難部)は、市(衛生部)と連携して、愛玩動物の収容所について、獣医師会等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対し次の事項を要請する。
- (7) 愛玩動物に関する必要な物品の提供

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第4款 避難対策の実施

第1章 総則

(イ) 一時保管の支援

(ウ) 被災者へ動物救援に関する情報提供

サ 愛玩動物の飼い主は、あらかじめ避難場所が、ペットとの同行避難が可能かどうかを確認したうえで避難する。避難所では動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮が必要なことから、避難所の管理者の指示に従い、ルールを遵守し、他の避難者に迷惑をかけないようにする。

第2章 災害予防

3 避難所スペースの配置

市（避難部）は、避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者と協力して、次のようなスペースの配置に配慮する。

- (1) 生活スペース
- (2) 受付、事務、相談スペース
- (3) 救護スペース
- (4) 福祉避難室
- (5) 更衣、授乳等のスペース
- (6) 食料・物資等保管、配布スペース
- (7) 掲示板等情報提供スペース
- (8) ペット飼養可能スペース
- (9) 屋外自家用車駐車可能スペース

第3章 風水害応急

4 避難所設備・備品の整備

市（支援部、避難部）は、施設が保有する備品（座卓、座布団、パーテーション等）を有効に活用するとともに、県や指定地方公共機関、協定締結団体等と協力して、避難生活に必要な設備・備品を確保・設置するよう努める。特に、気候や避難行動要支援者要配慮者に配慮する。

- (1) 仮設トイレ（バリアフリー対応のもの）
- (2) 間仕切りやスペース表示のためのガムテープ
- (3) 掲示板及び貼り紙用紙など
- (4) 発災時から灯りのある生活及び通信環境を確保するための非常用発電機
- (5) 災害時特設公衆電話回線や情報通信機器及び携帯電話の充電器
- (6) 扇風機やストーブ等の冷暖房機器（灯油含む）
- (7) その他生活用品等

ア 高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品

イ 避難所の感染症予防のためのマスクや手指消毒液等

ウ タオルケット、毛布、布団等の寝具

エ マッチ・使い捨てライター・L P ガス・固形燃料等の燃料

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

市は、避難所の生活環境の向上のため、特に、L P ガスや石油等の燃料、畳、段ボール製品（ベッド、間仕切り）、シート、簡易トイレ、食器類・日用雑貨・食品等の提供に関す

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

る協定を締結している。※協定は、資料編に示す。

5 保健活動

市（救護部）は、次の対策を講じる。

- (1) 救護
現地医療機関だけでは対応できない場合、救護班を編成し、巡回活動を行う。
- (2) 保健
豊岡健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。（→「第3節第7款 健康対策の実施」参照）

6 衛生活動

市（避難部）は、次の措置を講じる。

- (1) 仮設トイレの確保
避難所の状況により仮設トイレ（バリアフリー対応、洋式が望ましい。）を設置管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。（→「第3節第12款第4 し尿処理対策の実施」参照）
- (2) 入浴、洗濯対策
避難が長期化した場合、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんを求めるほか、入浴については自衛隊への要請の他、公衆浴場や旅館組合等に入浴サービスの協力を求める。
- (3) 食品衛生対策
食品の保管等、衛生管理に十分注意を払う。
- (4) 感染症予防対策
ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。
イ 市（救護部）は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市（各部）は、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者数、食糧の必要な物資数量等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による健康相談や栄養相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、これらの被災者の情報収集にあたっては、市（調査部）による家屋被害認定調査の機会を活用するほか、区長、民生委員・児童委員等の協力を求めるものとする。

8 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市（避難部）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、協定先宿泊施

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第3節第4款 避難対策の実施

第1章 総則

設等の二次的避難所の紹介を行うとともに、確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保を要請する。

市（救護部）は、要配慮者のうち、特に援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。（→「第3節第9款 要配慮者支援対策の実施」参照）

第2章 災害予防

第4 広域避難（広域一時滞在）等

担当	市	本部事務局、救護部、工務部、避難部、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

第3章 風水害応急

市長は、本市域に係る大規模な災害が発生し、被災住民について県内の他の市町又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災住民の受入れについて、当該市町村又は知事と協議するものとする（災害対策基本法第86条の8～9）。

また、市は広域一時滞在の被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住宅を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元・避難先各自治体で共有の上、支援情報の提供等に努める。

第4章 地震・津波災害応急

1 県内における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

ア 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村への広域避難の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

なお、協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとされている。

イ 市は、県に対し、広域避難の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

市は、県内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

2 県外における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

市は、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、

他の都道府県と被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供することとされている。

3 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域避難を受入れた市町の協力を得て、広域避難している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域避難を受入れた市町は、市と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第5款 住宅の確保

担当	市	工務部、救護部
	関係機関	県
	関係団体	建設業協会等

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 実施機関
- 応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市で実施する。なお、災害救助法適用市町が本市のみなどの場合は、市による建設も検討することができる。
- 市（工務部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、県、建設業協会の協力のもとに、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理又は応急仮設住宅として借り上げる賃貸物件（賃貸型応急住宅）の確保を行う。
- (2) 供与対象者
- 次のいずれにも該当する者とする。
- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
 - イ 住居する住家がない者であること。
 - ウ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- (3) 応急仮設の供与要請
- 市（工務部）は次の対策を実施する。
- ア 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
- なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める必要がある場合は、学校の教育活動に十分配慮する
- イ 次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
- (ア) 被害戸数
 - (イ) 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - (ウ) 連絡責任者
- (4) 住宅の構造
- 市（工務部）は、市（救護部）とも連携し、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。また、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置について配慮する。
- (5) 入居者の認定に当たっての留意点
- 市（工務部）は、地域コミュニティのつながりが途絶えないような配慮（同一行政区や小学校区での入居の検討等）を行うほか、高齢者、障害者の優先入居等、避難行動要支援者要配慮者に十分配慮する。
- (6) 生活環境の整備
- 市（工務部）は、市（各部）と連携し、次の環境整備を行う。

- ア 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- イ 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。
- ウ 福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- オ 必要に応じて仮設住宅における愛玩動物の受入に配慮する。
- カ 消防用水や消火器の設置、入居者への啓発等の防火対策に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市（工務部）及び提供する事業主体が募集する。

なお、県が国土交通省の支援により設置する「被災者用公営住宅等あっせん支援センター」に協力するよう努める。

3 民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 県及び市（工務部）は、内閣府と協議する。それに基づき、被災状況や 地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- (2) 県及び市（工務部）は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

4 住宅の応急修理

市（工務部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、次の措置を講じる。

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に 住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。
 - ア 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - イ 修理を必要とする戸数
 - ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第5款 住宅の確保

第1章 総則

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

市(工務部)は、次の措置を講じる。

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ア 除去を必要とする住家戸数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無
- カ その他参考となる事項

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

6 住宅相談窓口の設置

市(工務部)は、県、関係団体等と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1 食料の供給

担当	市	救護部、避難部、支援部、農林部、本部事務局
	関係機関	県、自衛隊
	関係団体	区・自主防災組織、避難所施設管理者

1 実施機関

- (1) 市（救護部）は、市（避難部）と連携して避難所等の被災者への食料の供給を実施する。
- (2) 市（支援部、救護部）は、区・自主防災組織に依頼して、避難所以外で暮らす被災者に対し食料の供給を実施する。
- (3) 市（救護部）は、大災害により、市のみでは食料の供給が困難と判断した場合、県へ要請する。なお、県は市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市に対する食料を確保し供給する。
- (4) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施する。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮するほか、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図るよう努める。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の供給要請等

市（救護部）は、備蓄品では供給が不足する場合、まず市内の食料品業者等から調達する。調達が困難な場合は、次の事項を示して県にあつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、市（農林部）は、農林水産省政策統括官付貿易業務課に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

5 食料の輸送・配布等

供給先（避難所、炊き出し施設等）への輸送は、調達先の食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）に到着した食料については、市（救護部）が、兵庫県トラック協会や協定を締結している物流業者と連携して、物資集積拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

避難所統括者（避難所派遣職員、施設管理者等）は供給された食料を受領し、避難所入所者への配布は避難所自主運営組織が、その他の被災者への配布は区・自主防災組織が行う。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの指定避難所で配給を行う。

6 炊き出し

- (1) 炊き出しの方法

炊き出しを実施する場合は、必要に応じ、学校給食センターを活用するほか、避難所で実施する場合は、避難所備付けの調理施設等を活用し、避難所自主運営組織の指示のもと、避難者、区・自主防災組織、ボランティア等の協力により行う。

- (2) 炊き出しの支援要請

市（本部事務局）は、本市のみで炊き出しの実施が困難な場合は、ボランティアの支援のほか、知事に対して自衛隊の派遣要請等の支援を要請する。

※炊き出し予定は、資料編に示す。

第2 飲料水等の供給

担 当	市	水道部
	関係機関	県
	関係団体	日本水道協会兵庫県支部、豊岡市管工事協同組合

1 実施機関

- (1) 市（水道部）は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。
- (2) 市（水道部）は、大災害により、市のみでは飲料水等の供給が困難と判断した場合、県へ要請する。県は、要請があった場合は、供給の応援を行うこととする。要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに供給の応援を行う。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

(1) 情報収集等

市（水道部）は、発災直後、直ちに初動体制を確立し、以下の情報収集等を行う。

- ア 水道施設（水源地、浄水場、配水池、管路）の被害状況を確認し、配水量を把握
- イ 市域の断水エリアの把握
- ウ 応急給水用資機材の現況
- エ 避難所の開設状況、重要施設の被災状況等の把握と必要給水量の把握
- オ 道路の被災状況等の把握

(2) 給水用資機材の準備

市（水道部）は、応急給水活動の実施のための準備を行う。

- ア 応急給水用資機材

※給水車の容量や台数、所在、飲料水用ポリタンクの数量等は、資料編に示す。

4 水源及び給水量

(1) 水源

市（水道部）は、浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

市（水道部）は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人あたり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ、水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

5 応急給水方法及び広報

- (1) 市（水道部）は、応急給水については、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔地震・災害編〕等により実施するとともに、自衛隊の応援要請が必要な場合は、市（本部事務局）を通じて知事に要請する。なお、給水に関する情報（実施時間、場所等）について広報に努める
- (2) 市（水道部）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
- ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - カ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。
- ※兵庫県水道災害相互応援に関する協定は、資料編に示す。

第3 物資の供給

担 当	市	支援部、避難部
	関係機関	県
	関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、避難所施設管理者

1 実施機関

- (1) 市（支援部）は、被災者等への緊急物資の供給を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、第2節第5款「災害救助法の適用」「2 救助の実施」に基づき対応する。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。
- (3) 市（支援部）は、市のみでは物資の供給が困難と判断した場合、県へ緊急物資の供給、調達、あっせんを要請する。なお、県は市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給する。
- (4) 住民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用する。

2 供給対象者

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

品目としては、主に次のものが考えられる。供給に当たっては高齢者や乳幼児等の要配慮者、男女の違い等のニーズに配慮する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

ブルーシート、テント、土のう袋、鋼材、セメントほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッド、段ボールベッドほか

4 物資の供給要請等

市（支援部）は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、市内の流通業者、応援協定業者（生活協同組合コープこうべ）などから調達する。また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

(1) 供給あっせんを必要とする理由

(2) 必要な緊急物資の品目及び数量

(3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(4) 連絡課及び連絡担当者

(5) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

5 物資の輸送・配分等

供給先（避難所等）への輸送は、調達先の業者等に要請する。調達業者が輸送できない場合や、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）に到着した物資については、市（支援部）と関係各部が協力し輸送するが、兵庫県トラック協会や協定を締結している物流業者と連携して、物資集積拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1章 総則	避難所統括者（避難部職員、施設管理者等）は供給された物資を受領し、避難所入所者への配布は避難所自主運営組織のリーダーが、その他の被災者への配布は区・自主防災組織が行う。 また、在宅の物資調達困難者に対しては、最寄りの指定避難所で配給を行う。
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1 精神医療の実施

担 当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	医師会、社会福祉協議会、但馬障害者通所施設連絡会

市（救護部）は、災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安や、精神障害者に対する保健・医療サービスの確保について、県、関係団体と協力して、次の措置を講じる。

1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣並びに活動拠点本部の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、豊岡健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する。
- (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。
- (3) 県（豊岡健康福祉事務所）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部の管理運営を行う。
- (4) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行う。
- (5) 救護部は、県が行う災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケアに協力する。

2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、豊岡健康福祉事務所等）と協力して、こころのケアに関する相談訪問活動やこころのケアに対する情報提供、知識普及活動に努める。
- (2) 県と協力して、風水害による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

3 児童・生徒のこころのケア

→地震・津波災害応急対策計画 「第3節第17款 教育対策の実施」参照

4 救援活動従事者のこころのケア

救助・救援機関は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSD（心的外傷後ストレス障害：Posttraumatic stress disorder）の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の「燃え尽き」を予防

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章 総則

するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、日々十分に休息をとり、リラックスする時間を持つよう意識することを意識づけるとともに、疲労のために仕事の能率が悪くなっているなど、少しでも状態の変化に気づいた場合は、休養を命じる業務命令で休養をとらせる等の配慮を行う。

第2 健康対策の実施

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	看護協会、栄養士会

1 巡回健康相談等の実施

市（救護部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、看護協会と連携して、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等避難行動要支援者要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (3) 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (4) 県と連携して、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (5) 県、看護協会と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

2 巡回栄養相談の実施

市（救護部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）と連携して、災害時における行政栄養士活動ガイドライン（兵庫県令和2年3月作成）に基づき避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事及び食環境整備等について県に助言を求める。
- (3) 県と連携して、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と連携して、巡回栄養相談や家庭訪問の実施にあたり、連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等避難行動要支援者要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努め、栄養状態を早期に改善できるよう支援する。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3 食品衛生対策の実施

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	

市（救護部）は、県と連携して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第4 感染症対策の実施

担当	市	衛生部、救護部、工務部、避難部、水道部
	関係機関	県
	関係団体	区・自主防災組織

1 感染症対策の体制整備

市（救護部）は、次の措置を講じる。

(1) 感染症対策体制整備

県に準じて感染症対策体制を整備し、次の感染症対策を推進する。

ア 感染症の早期発見のための情報収集

イ 感染症予防知識の普及

(2) 予防啓発及び広報活動の推進

感染症対策組織は、区・自主防災組織、市（避難部）との連携、広報紙や防災行政無線等により感染症予防の啓発、広報を行う。

2 感染症対策活動

市（衛生部、工務部）は、次の措置を講じる。

(1) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(2) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号以下、「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

また、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）も参考とする。

ア 速やかに次の事項について住民と共同して消毒を実施する。

(ア) 個人所有の井戸や湧水施設等（個人水道施設）並びに蛇口等（給水装置）の消毒

(イ) 家屋の消毒

(ウ) 便所の消毒

(エ) 芥溜、溝渠の消毒

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章 総則

(オ) 患者輸送用器などの消毒

イ 薬剤は、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤所要量の算出方法
全壊・半壊家屋	塩化ベンザルコニウム 次亜塩素酸ナトリウム	全半壊戸数 × 500 ml（1本） 井戸の数（概数） × 1340ml

ウ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

エ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 市（衛生部）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

(ア) り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

(イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。

イ 薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

撒布場所、種類例	薬剤所要量の算出方法
家屋内 1%フェントロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数 × 85.8㎡ × (1-0.5) × 0.05% / ㎡ * 家屋面積39.6㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数 × 1㎡ × 0.06% / ㎡
家屋外及び塵芥等 1.5%フェントロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数 × 56.1㎡ × 15g / ㎡ (敷地56.1㎡の場合)

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) 生活用水の供給等

市（水道部）は、速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(5) 避難所の感染症対策指導等

市（衛生部）は、県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施するとともに、避難所派遣職員や施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 報告 報告

豊岡健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

3 災害時感染症対策完了後の措置

市（救護部）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、豊岡健康福祉事務所を経由して県に提出する。

第5 遺体の収容・埋火葬の実施

担 当	市	衛生部、救護部、消防部
	関係機関	警察署
	関係団体	医師会、葬祭業者

1 行方不明者の搜索及び遺体の引渡

(1) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索依頼があった場合は速やかに市（消防部）、消防団及び警察等の関係機関などの協力を得て、生命を第一優先に考えて対応を図る。

イ 市（救護部）は、行方不明者や搜索された遺体について、リストを作成する。

(2) 検視・検案等

ア 市（衛生部・救護部）は、遺体が発見された場合、速やかに警察署に連絡し、警察において所要の措置を執るよう要請するとともに、医師会等に遺体の検案を要請する。

イ 警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引渡す。身元が判明しない遺体については、死亡報告所、本籍等不明死体調査書を添えて市（救護部）に引渡す。

ウ 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容ののち行う。

(3) 遺体の搬送

ア 市（救護部）は、身元が判明しない遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し遺体の引き渡しを受ける。

イ 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所へ搬送し、安置する。

2 遺体の収容・安置

市（救護部）は、遺体の収容・安置等について以下の措置を講じる。

(1) 遺体安置所の開設

身元不明の遺体を確認された場合、被災現場付近に遺体安置所を開設する。

ア 遺体安置所開設施設

各部の協力のもと、次の各項目を基本として、市有施設の中から選定する。

(ア) 屋内施設を基本とする。

(イ) 避難場所・医療救護施設等、他の用途とできる限り競合しないこと。

(ウ) 施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。

(エ) 照明設備、水道設備を有していること。

イ 遺体が多数の場合の対応

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章 総則

遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の場所を確保した遺体安置所を開設するとともに、開設施設に遺体処置班を編成のうえ、派遣する。

ウ 安置用品の調達

遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を医師会や葬祭業者等から調達する。なお、不足する場合は県へ要請し、あつせんを受ける。

(2) 遺体の収容等

市（救護部）は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載し、遺体安置所に安置する。

(3) 遺体の身元確認、引取り

身元が判明し、遺族等引取人があるときは、速やかに引取人に引き渡す。

一定期間経過後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、埋火葬許可書の交付を受ける。

(4) 漂着遺体等の取扱い

災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の基準

市（衛生部、救護部）は、遺族が次のような場合で、遺体の埋火葬が困難な場合には、応急的に埋火葬を実施する。

ア 緊急に避難を要するため、遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

イ 豊岡斎場が浸水又は流出し、個人では埋火葬を行うことが困難な場合

ウ 埋火葬をすべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合

エ その他埋火葬が困難な場合

(2) 埋火葬の方法

ア 埋火葬の受付

市（衛生部）は、死体埋火葬許可書及び斎場使用許可証を発行する。

イ 埋火葬

埋火葬は、原則として火葬とし、豊岡斎場において行う。

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、市（救護部）は、葬祭業者等に協力を要請する。

ウ 遺骨の保管

市（救護部）は、遺族等引取人がいない遺骨等を遺留品とともに保管する。一定の期間経過後も引取人がいないときは、遺骨のみを豊岡斎場の敷地内にある霊灰塔に保管する。

エ 埋火葬の期間

10日以内とする。

第5章 大雪・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

オ その他

必要な場合は、被災者相談窓口等で、遺族の問い合わせや埋火葬の相談にあたる。

4 大規模災害発生時の対応

市（衛生部、救護部）は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県に対し、遺体の処理が速やかに実施できるよう協力を要請する。

(1) 遺体収容場所の確保

市（救護部）は、次の各項目を基本に遺体収容場所を確保するよう努める。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しない場所とする。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を確保する。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

(2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

(3) 遺体の保存

市（救護部）は、市の能力だけで対応できない場合、県に対し、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等の確保をするよう要請する。

(4) 広域火葬の実施

市（衛生部、救護部）は、県の調整結果に基づき他市町の火葬場への搬送が決定したときは、受入れ先市町と具体的な打合せを行い、遺体を搬送する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第8款 生活救援対策の実施

第1 災証明書の発行等

担当	市	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、消防部
	関係機関	県、関西広域連合
	関係団体	区・自主防災組織、住民

1 住宅の被害認定

- (1) 被害調査の実施
- 市（調査部、消防部）は、災害に係る家屋の被害認定を実施する。
- ア 住家
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（2018(H30). 3 内閣府（防災担当））に基づき実施する。
- 被害調査の内容については、「風水害対策計画第2節第3款第6 被害調査」による。
- イ 非住家
- 各種支援制度の利用のために必要が認められるもの（倉庫・店舗・事務所・工場等）を対象とし、調査方法は「住家」に準じる。
- (2) 認定基準
- 災害に係る住家被害の認定については、「災害の被害認定基準について」（内閣府政策統括官（防災担当）通知、2001(H13). 6. 28府政防第518号）に基づき実施する。
- ※「災害の被害認定基準について」は、資料編に示す。
- (3) 応援要請
- 市（調査部）は、市のみでは被害認定調査の実施が困難と判断した場合、県もしくは県を通じて関西広域連合に対し、家屋被害認定士資格を有する他市町等の職員の応援を要請する。
- (4) 調査への協力
- 区・自主防災組織、住民は、「被害調査の早期終了が生活の早期復旧に資する」という考え方のもと、調査への同行、道案内など、できる限り調査に協力するよう努める。

2 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めたとき、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。（災害対策基本法第90条の3）

市（本部事務局、支援部）は、迅速かつ的確な援護の実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）及び被災者・関係部署の負担軽減のため、関係各部と連携し、取り組む。

なお、市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。（災害対策基本法第90条の3）

(1) 被災者台帳の記録事項

被災者台帳に記載又は記録する事項については、災害対策基本法90条の3及び同法施行規則第8条の5に以下のとおり定めている。

《災害対策基本法第90条の3》

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

《災害対策基本法施行規則第8条の5》

- ア 電話番号その他の連絡先
- イ 世帯の構成
- ウ り災証明書の交付の状況
- エ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- オ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- カ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- キ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

市（本部事務局、支援部）は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用又は提供できるものとする。（災害対策基本法第90条の4）

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

3 り災証明等書の交付

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（以下、「り災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害救助法第90条の2）

市（調査部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種制度や市税の減免その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市が確認できる程度の被害について証明する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第8款 生活救援対策の実施

第1章 総則

り災証明の発行は、「第2節第3款第6 被害調査 2 被害家屋の調査」に基づき遅滞なく行う。なお、被災者台帳の作成を決定した場合は、被災者台帳に基づきり災証明の発行を行う。

※り災証明申請書・り災証明書（様式）は、資料編に示す。

第2章 災害予防

第2 救援物資の受入れ等

担当	市	支援部
	関係機関	県
	関係団体	

1 受入れ・仕分け

市（支援部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と連携して、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。
- (2) 市の受入場所については、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）を原則とする。
- (3) 物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに係る手間がかからないよう依頼するとともに、物資到着時刻が深夜等の時間帯にならないよう、提供元に対し要請する。

ア 品目、数量

イ 輸送手段

ウ 輸送ルート

エ 到着予定日時

- (4) 救援物資は、物資集積拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

また、県が受入れ、輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入日時、保管場所等）を確認する。

- (5) 被災住民への迅速な物資の提供に資するため、輸送・配送業務も含めて、運送業界と締結した協定の実効性を確保するため、適宜情報交換を行う。

2 輸送・配布

（→「第3節第6款第1 食料の供給」参照）

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第9款 要配慮者支援対策の実施

担 当	市	本部事務局、救護部、工務部、避難部、消防部
	関係機関	県
	関係団体	社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、但馬障害者通所施設連絡会、区・自主防災組織、福祉サービス事業者、消防団、ボランティア等

第1 要配慮者対策の基本方針

1 地域住民による支援

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認するとともに、協力して可能な支援を行う。

2 地域住民組織等との連携

災害時における要配慮者対策は、市（救護部）と民生委員・児童委員、区・自主防災組織、社会福祉協議会、障害者関係団体等と連携して実施する。

第2 要配慮者に対する対策

1 要配慮者支援体制の構築

市（救護部）は、要配慮者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、避難部その他関係部とも連携し横断的な組織体制づくりに努める。

2 災害情報の収集及び提供

- (1) 市（救護部）は、民生委員・児童委員、区・自主防災組織等と連携し、在宅の要配慮者に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (2) 市（救護部）は、社会福祉施設等に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (3) 市（本部事務局、救護部）は、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ア 情報伝達ルート……区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、関係団体（当事者団体や介護支援専門員組織）、福祉サービス事業者、福祉ボランティア等
 - イ 伝達手段……………広報資料、広報紙、B i z F A X（聴覚障害者に向けた防災情報一斉F A X）、とよおか防災ネット、インターネット等（→「第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施」参照）

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

3 安否の確認・救助・避難誘導

- (1) 市（救護部）は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、区・自主防災組織、福祉サービス事業者及び支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。
- (2) 市（消防部）は、緊急通報システム等によって、要配慮者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じる。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるよう努める。

4 避難対策

- (1) 市（避難部）と協力して、避難所に入所した要配慮者を把握し、ニーズを調査する。
- (2) 援護の必要性の高い要配慮者については、福祉避難室での対応はもとより、福祉避難所（→災害予防計画「第2節第14款 要配慮者の支援対策の強化」参照）への一時入所について調整するほか、社会福祉施設への緊急一時入所の手続きを進める。なお、入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県、近隣市町に要請する。また、被災地以外も含め、旅館やホテル等を福祉避難場所として借り上げる等、多様かつ柔軟に避難場所の確保を行う。

5 福祉避難所への避難の考え方

市が指定している福祉避難所の多くは特別養護老人ホーム等の入所施設である。

従って、要配慮者は、まず「自分の命を守る」ことを最優先と考え、原則として、いったんは「避難行動要支援者個別支援計画」で定めた避難先（安全を確保できる親族宅や最寄りの指定緊急避難場所）など、安全を確保可能な場所へ避難する。

市（救護部）は、協定を締結している福祉団体等の協力を得て、避難所にある要配慮者の体調等を確認のうえ、必要に応じ福祉避難所、さらには対応可能な設備を有する福祉施設等へ緊急一時入所を検討するものとする。

- (1) 一般の避難所での一時的生活に支障をきたすと考えられる高齢者や障害者等にあつては、「避難行動要支援者個別支援計画」の作成過程において、かかりつけ医療機関や平常時に利用している福祉施設等の介護支援専門員と災害時の対応についてあらかじめ相談しておく。
- (2) 市（救護部）は、災害時における福祉避難場所提供に関する協定に基づき、協定を締結している福祉法人に災害救援活動を要請する。

なお、協定に基づく救援内容として、次のような活動への協力を求めている。

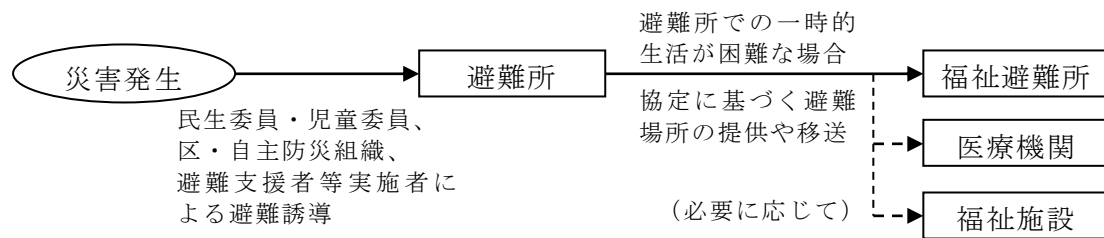
ア 要配慮者を受入れるための屋内での避難場所の提供

イ 施設が可能とするサービスの提供

ウ 可能な範囲での福祉避難場所までの要配慮者の移送。

※福祉避難場所提供に関する協定締結先は、資料編に示す。

福祉避難所への避難の流れ



6 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市（救護部）は、負傷や慣れない避難生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、区・自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市（救護部）は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市（救護部）は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長年に支援する体制を構築する。

また、市（救護部）は、必要と認めるときは保健師等の専門職や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）の派遣等を、県に要請する。

(4) 避難所等における配慮

ア 巡回相談の実施

市（救護部）は、市（避難部）と連携して要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

市（救護部）は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

市（救護部）は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置、手話通訳者や訪問介護員の派遣、その他ボランティア等の協力を得て、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険や障害福祉サービスの利用が可能であることを留意する。

また、市（救護部）は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

(7) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヵ月）の周知（介護保険法第28

第3節第9款 災害時要配慮者支援対策の実施

第1章 総則

条第3項)

(イ) 給付割合の増額給付差し止めに関する措置の周知（介護保険法第50条、第60条）

(ウ) 保険料の減免、徴収猶予の周知（介護保険法第142条、市介護保険条例第8条）

エ 快適な空間の確保

市（救護部）は、市（避難部）と連携して、要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

(5) 市（救護部）は、応急仮設住宅、在宅の要配慮者に対し、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等を重点的に実施する。

第2章 災害予防

7 すまい支援

市（工務部）は、市（救護部）と連携のうえ、次の措置を講じる。

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。（→「第3節第5款 住宅の確保」参照）

第3章 風水害応急

8 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（救護部）は、次の措置を講じる。

(1) 県と連携して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県や社会福祉協議会、当事者団体等と連携して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第4章 地震・津波災害応急

9 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（本部事務局）は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、地震を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3 外国人への情報伝達等

担当	市	本部事務局、調査部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	国際交流協会、FMたじま、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、観光協会、旅館組合、ボランティア団体等

1 外国人への情報提供

市（本部事務局、調査部）は、防災行政無線、多言語化された市ホームページへの掲載、ひょうご防災ネットによる12言語に翻訳された情報の他、FMたじまの協力により、英語の緊急情報（高齢者等確保、避難指示等）の提供を行う。

とよおか防災ネットでは、自動翻訳機能（12か国語）により、希望の外国語登録者に対し、緊急情報を配信できる。

市ホームページからリンクする豊岡市WEB版防災マップでは、外国人における防災情報の入手向上を図るため、外国人向けの文字表記として英語やローマ字の活用を図るなどの見直しに努める。

2 外国人への支援

市（本部事務局、調査部）は、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、県、警察署、観光協会・旅館組合、ボランティア団体等と相互に連絡を取りつつ、外国人の安否確認、被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に、県が実施する外国人県民インフォメーションセンターでの外国人県民相談、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送などによる英語での情報提供メディアを広報する。

第4 震災障害者・震災遺児への対応

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	民間支援団体等

1 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

市（救護部）は、県と連携して震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

震災障害者は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う。

2 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 震災遺児の把握と支援の実施

市（救護部）は、県と連携して震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者や養育者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮する。

(2) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第3節第10款 愛玩動物の収容対策の実施

第10款 愛玩動物の収容対策の実施

担 当	市	衛生部
	関係機関	県
	関係団体	獣医師会、動物愛護団体

第1 動物救援本部の設置

獣医師会、動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。

市（衛生部）は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、関係団体が設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

※県が（社）兵庫県獣医師会、（社）日本愛玩動物協会兵庫県支部等と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」は、資料編に示す。

第2 愛玩動物の収容対策等の実施

(1) 獣医師会、動物愛護団体等は、県等から提供される被害情報等を踏まえ、必要と判断した場合には、協定に基づき動物救援本部を設置するとともに、県とあらかじめ協議のうえ運営することとされている。

被災動物救援活動の拠点として、県動物愛護センター但馬支所等を活用して、次の事項を実施する。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ウ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- エ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ 動物に関する相談の実施等

(2) 市（衛生部）は、県と連携し、次の事項について動物救援本部を支援する。

- ア 被災動物救援体制の整備
- イ 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
- ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等

(3) 市（衛生部）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

(4) 愛玩動物の所有者の責務

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	F Mたじま、社会福祉協議会、国際交流協会、消防団、区・自主防災組織

第1 災害広報

1 情報収集

市（各部）及び関係機関は、「情報の収集・伝達及び報告（第2節第3款）」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

- (1) 国、県等確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。
- (2) 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影し、提供資料として収集する。
- (3) 消防団、区・自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

2 広報内容

市（各部）及び関係機関は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。なお、市（本部事務局）は、防災行政無線による場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握でき、地理的にもイメージしやすい表現とする。
 - ア 前回の放送内容や既往の災害と比較する。
 - イ できるだけよく知られている場所（主要交差点、公共施設等）の状況を添える。
- (2) 分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。
- (3) 避難指示の緊急情報の伝達にあたっては、結論、要点を簡潔に、繰り返しはっきりとした言葉で危険が迫っていることについて伝えるなど、緊迫感が感じとれる表現とする。

なお、地震・津波災害時における重点的に広報する主な内容は以下のとおり。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章 総則	重点的に広報する主な事項		
第2章 災害予防	時期	広報事項と内容	媒体
第3章 風水害応急	発災前・増水前	○避難情報の意味 ○情報の取得先 ○住民等のとるべき措置（非常持ち出し品の準備、情報収集、避難行動要支援者個別支援計画による事前行動等）	同報系 更新系
第4章 地震・津波災害応急	初動対策（発災直後）	○震度情報（発生した地震の震源・規模）・津波情報・気象情報 ○後発地震の可能性 ○二次災害を含む被害の防止に関する事項（出火防止、初期消火の呼び掛け） ○安全が確認できるまで津波避難場所にとどまるよう注意喚起	同報系 更新系
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	緊急対策（発災後1日程度～）	○危険地域の住民に対する避難措置の周知、避難の誘導 ○警戒区域の設定状況 ○応急対策の実施状況 ○避難所開設状況 ○災害対策の状況（本部の対応状況と今後の見込み等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○学校園の臨時休校、市立施設の臨時休館、市の事業の中止等 ○避難情報（避難指示の発令） ○災害対策の状況（警戒・対策本部の設置、現状における対応状況と今後の見込み等） ○水・食料の物資情報 ○社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項 ○医療機関の状況	同報系 更新系
第6章 災害復旧・復興	応急対策（発災後1週間程度～）	○災害対策の状況（市、関係機関の活動状況、今後の見込み等） ○各区への被害状況の把握と被害件数等の報告要請 ○ライフラインの状況（利用規制、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品、燃料の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置 ○住民、関係団体等に対する協力要請	同報系 更新系 紙面系

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

主な広報媒体

種別	媒 体	所管する機関
同報系	防災行政無線、FM放送、災害時臨時FM局の開局等	市（本部事務局）、FMたじま、その他放送事業者
	広報車による巡回	市（各部）、警察署、県、消防団
	NTTコムのBizFAX（一斉ファックス）	市（本部事務局、救護部）
	とよおか防災ネット（登録制メール）	市（本部事務局）、県、豊岡河川国道事務所
	Lアラート（災害情報共有システム）の活用	市（本部事務局）、県
更新系	ホームページ、電光掲示板への掲示	市（本部事務局）、道路管理者、民間事業者
紙面系	災害広報紙の発行	市（本部事務局）、県
	新聞記事	報道機関
	公共施設、避難所等への掲示	市（各部）、各関係機関
	チラシ等の配布	市（本部事務局、支援部）
	ミニコミ誌等への情報提供	市（本部事務局）
その他	ヘリコプターによる放送	県

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2 市の広報

1 広報体制

(1) 災害広報責任者

本部事務局は、豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）第2条第1号の規定による広報に関する事項を担当する部長を災害広報責任者とし、各部が作成する広報資料を統括する。

(2) 広報班の設置等

ア 本部事務局に広報班を置き、情報収集並びに広報を行う。

イ 迅速かつ的確に災害情報を報道機関、住民へ提供する。

ウ 各部は災害広報担当者を配し、それぞれの部に関する広報資料の作成を行うとともに、広報班と連携して適宜適切な広報対応に努める。

(3) 放送・報道機関との連携等

ア 広報班は、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。

イ 記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間は毎日とする。その他、災害時における報道発表方法等についての詳細は、あらかじめ本部事務局において「市政記者クラブ」と協議しておく。

ウ 報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、県と連携して、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

エ 防災行政無線、市ホームページ、FMたじま、とよおか防災ネットやBizFAXに加え、定期又は臨時の広報紙（チラシ）等の広報媒体を活用する。また、防災行政無線戸別受信機を水没等により紛失した被災者等に対しては、できるだけ早く新たな戸別受信機を貸与する他、区や調査部と連携して、家屋被害認定調査等の機会を活用し、チラシ等によって放送内容等を提供するよう努める。

(4) 避難所等への広報

ア 避難所等への情報提供

本部事務局は、防災行政無線等の手段で避難所へ情報を提供する。避難部は、避難所入所者に必要な情報を提供する。

イ 避難行動要支援者要配慮者への情報提供

救護部は、本部事務局と連携し、次の手段で広報を行う。

(ア) 視覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、防災行政無線での広報のほか、視覚障害者団体やFMたじま等の協力を求める。

また、救護部やボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、または音声情報に置き換え、提供する。

(イ) 本部事務局は、聴覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、とよおか防災ネット（登録制メール）、掲示板等の媒体を活用するほか、聴覚障害者団体の協力を求める。

また、救護部においても当事者へ情報提供するよう努める。

ウ 外国人への情報提供

本部事務局は、とよおか防災ネットを拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）

ネット」により12言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を発信する。

また、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえおや外国人への支援団体（外国人を支援する通訳ボランティア等）の協力を得て、必要に応じて翻訳や通訳を行い、主要な外国語による広報を行う。

FMたじまは、外国語での情報提供に努める。

※FMたじまとの災害時協定は、資料編に示す。

(5) 被災者の安否に関する情報提供

本部事務局は、必要に応じ、発災後速やかに、部を指定して住民等からの問合せに対応する専用電話窓口を設置するなどの体制整備を図る。

ア 安否情報の提供

市長は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合においては、当該安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。（災害対策基本法第86条の15）

この場合において、住民からの照会に係る回答にあつては、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者（DV（ドメスティックバイオレンス）被害者）等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう務め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針（令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部）による公表をもって回答するものとする。

イ 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

災害発生時には、NTT西日本が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族に安否等を伝えることができるサービスとして、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」とインターネットを活用する「災害用伝言板（web 171）」を開設する。

本部事務局は、それらの活用方法を市ホームページや広報紙へ掲載するほか、庁舎や避難所等へ掲示することにより、住民に周知する。

また、安否情報の提供については、市ホームページ等の活用を検討する。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

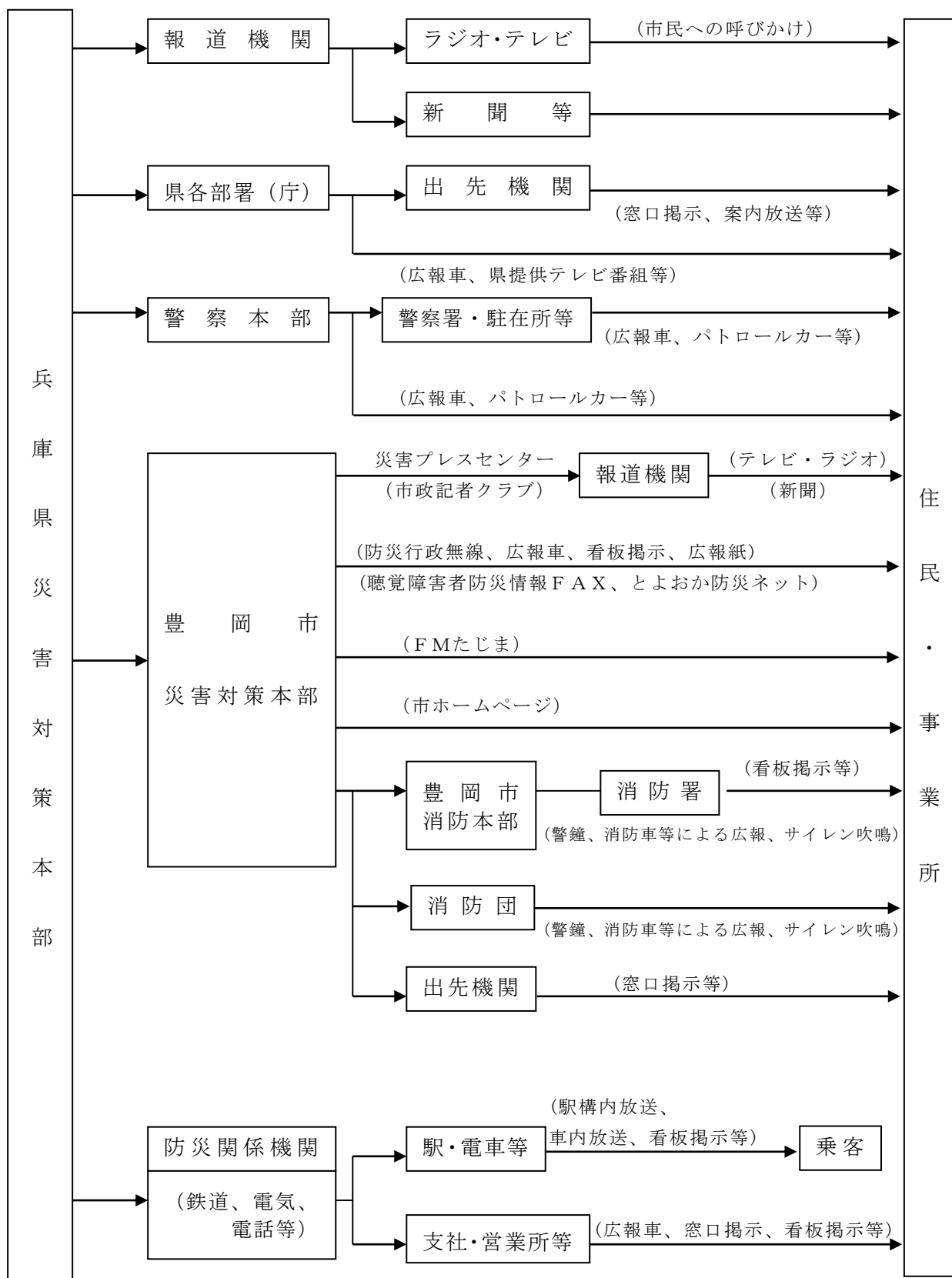
第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

■市民に対する情報伝達系統



2 災害放送の要請

(1) 災害時の放送要請

本部事務局は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告のためFMたじまに協力を依頼する。また、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、Kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送の利用についても適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

※災害時における放送要請に関する協定は、資料編に示す。

(2) 緊急警報放送（災害対策基本法第57条）

本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基いた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。

ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は、次のとおりである。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における混乱を防止するための指示等
- ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第3 災害相談

1 市における相談窓口

応援復旧部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、本庁及び振興局に相談窓口を設置・運営する。なお、設置に当たっては、住民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分で担当を配する。本庁においては、各部から担当者を配置するとともに、振興局において人員が不足する際は、本部会議等での調整に基づき、関係各部から人員を派遣する。

なお、相談窓口の運営のコーディネートについては、応援復旧部が対応する。

- (1) 被災者、行方不明者、外国人に関すること。（本部事務局）
- (2) 義援金、見舞金、救援物資に関すること。（支援部）
- (3) 避難者に関すること。（避難部）
- (4) 埋火葬、ごみ、し尿、被災者生活再建支援金に関すること。（衛生部）
- (5) り災証明、税金に関すること。（調査部）
- (6) 農地、農業施設に関すること（農林部）
- (7) 住宅、土砂災害、道路、河川に関すること。（工務部）
- (8) 給水、水道、下水道に関すること。（水道部）
- (9) 医療救護、保健衛生、福祉、災害弔慰金に関すること。（救護部）
- (10) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。（社会福祉協議会）

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章 総則

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映するよう努める。

また、区や市（調査部）等と連携して意見、要望等の収集に努める。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

各機関は、必要に応じて、所管事項にかかる住民相談窓口を設置する。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第12款 廃棄物対策の実施

担当	市	衛生部、農林部、工務部、避難部、水道部
	関係機関	県
	関係団体	区、建設業協会等、漁業協同組合、観光協会、自動車関係団体等

第1 ごみ処理対策の実施

市（衛生部）は、次のごみ処理対策を行う。

1 災害発生後の対応

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

2 処理

(1) 処理開始と収集の期限

被災者（避難所等の避難者を含む）の生活に支障が生じることがないように、直ちに収集計画をたて、できる限り被災者、避難者が分別のうえ、市が避難所を含めて収集を行い、処理を適切に行う。また、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、不法投棄を防ぐため、できるだけ速やかに収集を完了する。

(2) ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破碎・分別など、受入先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。また、破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。

なお、仮置き場については、市（衛生部）が災害廃棄物処理計画に定める。

(3) 処理方法

必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設し、区等に排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

(4) 県等への応援要請

生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」に基づき、応援を要請する。

なお、県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行う。さらに（公財）ひょうご環境

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節第12款 廃棄物対策の実施

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
※「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」は、資料編に示す。

3 広報の実施等

市（衛生部）は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、広報を行う。
区、住民は、ごみの分別の徹底に努めるほか、不法投棄の防止等について市に協力する。

- (1) ごみ収集日、収集する品目
- (2) ごみステーションの位置
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底
- (4) 不法投棄の防止徹底

第2 ガレキ対策の実施

市（工務部）は、次のガレキ処理対策を行う。

1 災害発生後の対応

- (1) 情報の収集及び連絡
損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- (2) 選別・保管・消却等の可能な仮置場の確保
ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

地 域	仮置場候補地	備 考
豊 岡	但馬空港西側広場	滑走路への吹き流れ対策が必要

2 処理作業

- (1) 全体処理量の把握
計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
- (2) 撤去作業
撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先し、建設業協会等の団体に動員・資機材の調達を要請、連携・協力の上、必要な人員、機材等を確保する。
- (3) 処理方法
ア 推計したガレキ量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。
イ 必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設し、区等に排出ルール of 徹底、衛生管理等の協力を求める。
ウ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。
- (4) 県等への応援要請
最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」に基づき、応援を要請する。

県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行う。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う

(5) その他

市(工務部)は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第3 海岸漂着ごみ処理対策

市(衛生部、農林部、工務部)は、海岸に漂着したごみについて、県や関係団体等と連携して処理計画を立て、分別のうえ適切に処理するものとする。

第4 し尿処理対策

市(衛生部、避難部、水道部)は、次のし尿処理対策を24時間以内に行う。

1 情報の収集及び連絡

市(避難部)は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市(衛生部)は、し尿処理施設(市浄化センター)の被害状況と稼働見込みを把握し、し尿の収集運搬、処理体制の確保に努めるとともに、必要により、県が備蓄している仮設トイレの供与またはあっせんにより避難所等に設置する。

市(避難部)は、避難所における仮設トイレの清掃等その管理体制の整備に努める。

なお、市(本部事務局は衛生部と協力して)は、衛生部と協力して、仮設トイレ確保のため協定等の締結に努める。

3 消毒剤等の資機材の準備、確保

市(衛生部)は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保するなど、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

4 し尿収集・処理計画

市(衛生部)は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

5 県等への応援要請

市(衛生部)は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、処

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第12款 廃棄物対策の実施

理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

第5 被災自動車対策の実施

国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）において、市における被災自動車への対応については、「自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる」と明記され、ガレキ等他の災害廃棄物とは異なる対応が必要であることが示されている。

市（衛生部）は、（公財）自動車リサイクル促進センター（JARC）と連携して被災自動車の適正処理に努める。

市（本部事務局）は、被災者の生活及び災害復旧・復興活動に支障が生じることのないよう仮置場の確保に努める。

第6 廃棄物の収集、運搬及び処分の特例

環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 市（衛生部）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- (2) 市（衛生部）は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第13款 環境対策の実施

担 当	市	衛生部、工務部、消防部
	関係機関	県
	関係団体	

第1 災害発生直後の対応

市（衛生部、消防部）は、県が実施する関係機関及び工場・事業所と連絡を取っての有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

第2 応急対策

市（本部事務局、衛生部、工務部、消防部）は、次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリングの実施

市（衛生部）は、県が行う災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業所に対する措置

市（衛生部及び消防部）は、県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市（工務部）は、県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

市（衛生部）は、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、住民への周知を図る。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第14款 災害ボランティアの要請・受入れ

担当	市	支援部、本部事務局
	関係機関	県、日本赤十字社
	関係団体	社会福祉協議会、防災士会

第1 災害ボランティアの受入れ等

1 豊岡市災害ボランティアセンターの開設

社会福祉協議会は、市との「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」並びに別途定めた「災害ボランティアセンター活動マニュアル」に基づき、市（支援部）と連携し、大規模災害等が発生した場合、主として次の活動についてボランティアの支援・協力を得るために災害ボランティアセンターを開設・運営する。

（災害ボランティアの主な活動内容）

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入・紹介事務

また、市（支援部）は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市庁舎もしくは社会福祉協議会庁舎付近に設置し、相互に緊密な連携をとるよう努めるとともに、市等において場所等の確保が困難な場合は、関係機関等に対し、施設・場所等の提供等について協力を要請する。

※「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」は、資料編に示す。

2 災害ボランティアの確保と調整

- (1) 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（支援部）、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
- (2) 社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ひょうごボランティアプラザに対し、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携等、災害ボランティアセンターの運営支援についての協力を求める。

3 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

災害ボランティアセンター、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災地の住民・区のボランティアの受入れについての意向に配慮すること。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の

- 予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
 - (4) ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
 - (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
 - (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
 - (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワーク化を図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
 - (8) 災害ボランティアと区・自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
 - (9) 市（支援部）及び市社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。
 - (10) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。

4 市の支援

市（支援部）は、災害ボランティアセンターの開設及び運営に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの開設場所として、市庁舎等の提供
- (2) 連携を図るための常駐職員の派遣
- (3) ボランティア活動のための資機材の調達協力
- (4) ボランティア及び資機材輸送のための輸送関係業者への支援の要請

第2 海外からのボランティア、救援隊の受入れ

市（支援部）は、海外からのボランティアの受入れについては、基本的には国において判断されることから、国、県と協議調整の上、災害対策本部でその対応を協議する。

また、海外（在日米軍からの支援を含む。）からの支援や救援隊受入れについては、国・県の指導のもと、市（本部事務局）は関係機関を通じ、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施

担当	市	農林部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、但馬空港ターミナル(株)
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS

第1 鉄道施設における応急対策

1 西日本旅客鉄道の応急対策

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、統括本部内等に統括本部対策本部を設置するとともに、現地等に現地対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動措置と応急対応

① 運行規制

地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させる。当社においては、乗務員が地震を感知した場合、鉄道沿線に設置した当社の地震計（以下、「沿線地震計」という。）が40ガル以上で動作した場合及び気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせる。なお、運転再開の取扱いは以下のとおりである。

ア 沿線地震計が40～79ガルで動作した場合・初列車は、直ちに止まれる25km/h以下の速度で走行し、異常のないことを確認・その後の列車は所定運転（ただし、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常のないことを確認した後、に所定運転）

イ 沿線地震計が80ガル以上で動作した場合・気象庁が発表する震度階情報が震度4以下の場合、直ちに止まれる25km/h以下の速度で最寄り駅まで走行し運転を見合わせる。なお、震度5弱以上の場合はその場で運転を見合わせる。・保守区員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回・全線地上巡回による点検で線路に異常は無く、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は45km/hで走行し、異常の無いことを確認・その後の列車は所定運転

② 乗務員の対応乗務員は、運転中地震を感知したとき直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、前途見通しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。

③ 乗客の避難・救護対策駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難を必要と判断した場合、お客様に避難を呼びかけ、社員が避難誘導する。車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指令及び最寄りの駅長と打合せの上、お客様を安全な場所に誘導する。お客様とともに社員も速やかに避難し、避難後もより高所に逃げ、津波警報が解除されるまで戻らない。

④ その他の措置各駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、消防署・警察署・医療機関等に救護を要請する。

2 北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINSの応急対策

(1) 対策本部等の設置

災害等が発生したときは、「本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

(2) 地震が発生した場合の取扱い

運転指令員又は駅長等は、地震を感知したときでその震度が4（40ガル）以上と認めたときは直ちに列車の運転を見合わせ、工務係員に通報する。

工務係員からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の乗務員に列車を抑止する旨を通告するものとする。

運転士は、運転中地震を感知したときは、直ちに列車を停止させること。この場合、橋りょう、トンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで1時間15キロメートル以下の速度で注意して移動すること。

列車を停止させたときは、速やかに運転指令員又は最近の停車場の駅長等に通告してその指示を受けなければならない。

運転規制を解除するときは、工務係員の通告に基づき、運転規制解除を行うこと。

ア 地震計設置箇所及び規制区間の基準

地震計設置箇所	集中表示	線 名	規制区間
丹 後 由 良	宮津指令	宮津線	西舞鶴～与謝野
小 天 橋			与謝野～豊 岡
大 江		宮福線	(宮福)宮津～福知山

※ 設置されている各駅の地震計については、宮津運転指令室の運行表示装置、又は表示制御卓に表示される。

※ JR豊岡駅、JR西舞鶴駅及びJR福知山駅設置の地震計は、宮津運転指令室設置の気象情報警報盤に表示される数値を参考とし、状況により弊社地震計設置箇所までの規制を行う。

イ 地震警報の機能

○宮津運転指令室の運行表示装置及び表示制御卓の表示

種 別 時 機	ガル値表示灯			警報ブザー 又は警報 アナウンス
	25 ガル以上 40 ガル未満	40 ガル以上 80 ガル未満	80 ガル以上	
ガル値 25 以上 40 未満	表示なし			鳴動しない
ガル値 40 以上 80 未満		黄色「地」 点 灯		鳴動する
ガル値 80 以上			赤色「地」 点 灯	鳴動する

ウ 運転規制の基準

震度（ガル値）	運転規制
震度4以上（40 ガル以上）	全線区 運転見合わせ

エ 運行表示装置又は地震警報表示装置に、その震度が40ガル（震度4）以上を表示（表

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施

第1章 総則	示灯点灯・警報ブザー鳴動）した場合及び震度が40ガル（震度4）以上の報告があった場合の取扱い (7) 宮津運転指令員 ① 直ちに、無線により「地震発生、〇〇から〇〇駅間の列車停車」と繰り返し指令するとともに、関係区間の出発信号機及び宮津運転指令室から制御できる特殊信号発光機に停止信号を現示する。 ② 関係列車の停車を確認してから、乗務員に「列車及び線路に異常の無いことを確認し、前途の見通しの範囲内に停車できる15km/h以下の速度で、次の駅まで注意して運転すること」を無線で通告する。 ③ 地震警報表示装置（JR豊岡駅、JR西舞鶴駅及びJR福知山駅設置の地震計）の参考表示による場合及び社員による感知の場合は、JR運輸指令に確認する。〔その震度が40ガル（震度4）未満の場合〕 ・工務部長と打ち合わせの上、運転を再開する。 ④ 駅等に停車の列車に対して運転規制（運転見合わせ）施行の手配を行うとともに工務係員に通報する。
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	(イ) 乗務員 ※ 宮津運転指令員から無線により「地震発生、〇〇から〇〇駅間の列車車停車」の指令を受けた時（運転中地震を感知した時を含む） ① 直ちに列車を停車させる。この場合、橋りょう、トンネル等の場合で危険と認めたときは、前途の見通しの範囲内に停車できる15km/h以下の速度で、安全と認められる箇所まで注意して移動し停車すること。 ② 直ちに列車を停車させる。この場合、橋りょう、トンネル等の場合で危険と認めたときは、前途の見通しの範囲内に停車できる15km/h以下の速度で、安全と認められる箇所まで注意して移動し停車すること。 ③ 停車後、宮津運転指令員の指示により、列車及び線路に異常の無いことを確認し、前途の見通しの範囲内に停車できる15km/h以下の速度で、次の停車場又は停留所まで注意して運転する。 ④ 次の停車場又は停留所に停車後、運転指令員又は駅長等により、運転規制（運転見合わせ）施行の通告を受ける。
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	(ウ) 西舞鶴運転所・福知山運転所・豊岡運転所・宮津駅の各当直助役等 ※ 勤務中、地震を感知した場合で、その震度が4（40ガル）以上と認めたとき又はその恐れがあるとき ① 直ちに宮津運転指令に速報する等の列車停止手配を行う。 ② 最寄りのJR駅（宮津駅はJR福知山運輸指令）へJR設置の地震計の表示を問い合わせる。（必要により舞鶴海洋气象台等へも問い合わせる） 〔震度が4（40ガル）未満と明らかに思われる時も関係箇所へ問い合わせ確認する〕 ③ 宮津運転指令室の地震警報表示装置等の参考表示及びJR地震計表示の確認等により、震度が4（40ガル）未満であると確定した場合は、関係指令員及び工務グループ長と打ち合わせの上、運転再開の手配を行う。ただし、西舞鶴運転所・福知山運転所・豊岡運転所の当直助役等は、宮津運転指令員の指示を受け、運転再開の手配を行

う。

オ 運転規制（運転見合わせ）を解除する場合の取扱い

運転指令員は、工務グループ長の要請により、運転規制（運転見合わせ）を次により解除する。

(ア) 運転見合わせを行っていた区間に解除後、最初の列車を運転する場合

・ 15 km/h 以下の速度で運転

(イ) 初列車が規制区間を運転し、異常がない場合

・ 次列車以降は、工務グループ長の指示があるまで45km/h 以下の速度で運転

第2 港湾施設及び漁港施設における応急対策

1 津波に対する防護措置

(1) 津波発生時における津波の監視等

市（農林部）、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者は、震度4以上の地震を感じた場合、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達に時間を要することがあることを考慮し、責任者を定めて海面の監視等自衛措置をとる。

また、市（本部事務局）は、市（消防部（消防団））に対し、同様の措置をとるよう要請する。

なお、海面の監視に当たっては、海岸から離れ、より高い安全な場所から目視できる範囲を監視するものとする。

(2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達と広報

市（本部事務局）、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するため広報を行う。

なお、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、直ちにその内容が防災行政無線で全市一斉に自動放送されるほか、緊急速報メールにより市民等（一時的に市内に滞在する人を含む）に伝達する体制が整備されている。

(3) 各船舶の応急措置

各船舶は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

2 各関係機関の応急対策

(1) 海上保安署

巡視船艇等により災害状況の調査を行い、次の応急対策を実施するほか、必要に応じ航行警報の放送・水路通報により船舶等に周知することとする。

ア 海難その他海上災害が発生した場合の救助

イ 港内における船舶交通の安全確保のため航行の制限、航路標識の復旧、水深の調査等の実施

ウ 緊急海上輸送に対する支援

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施

エ 危険物の保安措置

(2) 港湾管理者・漁港管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾・漁港施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し港湾、漁港機能の回復に努める。

必要に応じて、近畿地方整備局、水産庁に港湾、漁港施設復旧等の技術指導を要請する。

第3 空港施設における応急対策

空港管理者は、次の応急対策を行う。

(1) 体制の確保と情報収集

大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認する。

(2) 関係機関等との連携による防災

大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施する。

(3) 施設等の早期復旧

関係機関等と協力して、速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第16款 ライフラインの応急対策の実施

担当	市	本部事務局、水道部
	関係機関	関西電力、 <u>関西電力送配電</u> 、N T T 西日本、N T T ドコモ、N T T コム、 <u>K D D I</u> 、 <u>ソフトバンク</u> 、 <u>関西電力送配電</u>
	関係団体	豊岡エネルギー、県LPガス協会但馬支部

市（本部事務局）は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関及び関係団体との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

第1 電力の確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力、関西電力送配電のほか、消防部、警察署等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

エ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

オ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努める。

2 関西電力及び関西電力送配電の応急対応

(1) 災害応急対策に関する事項

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、災害情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章 総則	なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。
第2章 災害予防	イ 復旧要員の広域運営 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、<u>電源開発送配電ネットワーク株式会社及び広域機関等</u>と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 ウ 非常災害時の体制 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。
第3章 風水害応急	エ 災害時における情報の収集、連絡 災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。 (ア) 気象、地象情報 (イ) 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報
第4章 地震・津波災害応急	(ウ) 社外対応状況 (エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況 (オ) 停電による主な影響状況 (カ) 復旧用資材、復旧要員、食糧等に関する事項 (キ) 従業員等の被災状況 (ク) その他災害に関する情報
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	オ 災害時における復旧用資機材の確保 (ア) 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。
第6章 災害復旧・復興	① 現地調達 ② 対策組織相互の流用 ③ 他電力会社等からの融通 (イ) 輸送 災害対策用の復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 (ウ) 復旧用資材置場等の確保 災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。 (2) 復旧作業過程 ア 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2章第4節第6款第1電力設備の整備等に定める広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察署、市（消防部）等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスの確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

豊岡エネルギー及び県LPガス協会のほか、消防部、警察署等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、豊岡エネルギー又は県LPガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 豊岡エネルギー又は県LPガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章 総則

- ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、豊岡エネルギーに対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。
- エ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第2章 災害予防

2 豊岡エネルギーの応急対応

(1) 災害発生直後の対応

ア 応急対策要員の動員

- (ア) 供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、被災状況を調査し、必要な場合は災害対策本部を設置する。
- (イ) 対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で供給エリア内で震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社する。
- (ウ) 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行う。

第3章 風水害応急

イ 情報の収集伝達

- (ア) 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行う。
- (イ) 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

第4章 地震・津波災害応急

ウ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

エ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。

第6章 災害復旧・復興

(2) 復旧作業過程

ア 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

イ 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、豊岡エネルギーが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得る。

ウ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、

代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給する。

エ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、市の防災行政無線やラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

オ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県、市、関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会、警察署、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

3 県LPガス協会の応急対応

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに県LPガス協会内に、県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

(2) 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

(3) 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

市（本部事務局）、区等に依頼し、広報車・防災行政無線等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、LPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

また、県LPガス協会とラジオ関西が締結している「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する。

イ ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、市（消防部）等の協力を得て迅速に回収する。

また、風水害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ 避難行動要支援者対策

LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章 総則

庭を調査し、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ LPガスの供給

都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により市からの要請に応え、病院、避難所等を優先に、LPガスの供給を行う。

また、一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにLPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったLPガス容器については、市（衛生部）と連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3 電気通信の確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、警察署、消防部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

ウ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 NTT西日本、NTTドコモ、NTTコムの応急対応

NTT西日本、NTTドコモ及びNTTコムは、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

イ 防護措置

- 設備被害の拡大を防止するための必要な防護措置の実施
- (2) 復旧作業にいたるまでの対応
- ア 通信の途絶の解消と通信の確保
- 災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。
- (ア) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- (エ) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化
- イ 重要通信の確保
- 災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。
- ウ 通信の利用と広報
- 震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。
- (ア) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施して疎通を図る。
- (イ) 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施して取り扱う。
- (ウ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。
- (エ) 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページへの掲載等)
- (オ) N T T西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- ※災害時特設公衆電話設置施設連絡先一覧は、資料編に示す。。

3 K D D I の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

ア 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- (ア) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章 総則

(イ) 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

ウ 防災に関する組織

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

(イ) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

エ 通信の非常疎通措置

(ア) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

オ 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

4 ソフトバンクの応急対策

ソフトバンクは、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

イ 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星携帯電話の貸出を行う。(借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。)

エ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

5 楽天モバイルの応急対応

(1) 情報収集と連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

ア 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

ア 災害等に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

イ 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

ア 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4 水道の確保

市（水道部）は、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔地震・災害編〕等に基づき、以下の応急対策を行う。

1 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

(2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

(3) 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

※兵庫県水道災害相互応援に関する協定、但馬3市2町協定、管工事組合協定は、資料編に示す。

第5 下水道の確保

市（水道部）は、次の応急対策を行う。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、豊岡市管工事組合との「応援協定」に基づく支援の要請や、県、他の市町等に対する広域的な支援の要請を行う。
※豊岡市管工事組合との「応援協定」は、資料編に示す。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあつては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

(2) 施設毎の緊急措置・復旧方法

ア 管路施設

(ア) 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

(イ) マンホール等からのいつ水

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章 総則	污水管渠からのいっ水については、可搬式ポンプ等を利用して他の下水道管渠へ緊急排水する。状況によりやむを得ない場合は、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。 (ウ) 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水 河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。
第2章 災害予防	イ ポンプ場及び処理場施設 (ア) ポンプ設備の機能停止 損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。 (イ) 停電及び断水 設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。
第3章 風水害応急	(ウ) 自動制御装置の停止 手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。 (エ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい 危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。
第4章 地震・津波災害応急	(オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい 災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は、次の応急措置を講じる。 ① 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置 ② 漏えい箇所の修復 ③ 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	(カ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。 (キ) 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。
第6章 災害復旧・復興	(ク) 高潮の発生 高潮の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。 ① 防潮ゲートの閉鎖 ② 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置 ③ ポンプ場・処理場等における土のう等による漏水防止措置 (3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市（本部事務局）、関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第17款 教育対策の実施

担 当	市	避難部（教育委員会）、本部事務局
	関係機関	県
	関係団体	P T A、文化財等の所有者・管理者

第1 災害時に学校・園の果たすべき役割

災害時における保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校（以下「学校等」という。）の基本的役割は、まず、園児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保と学校等における教育活動の早期回復を図ることにある。

よって、指定避難所である学校等においては、避難所は市が自主防災組織や地域コミュニティ組織等と連携して運営することとし、保育・教育機能の早期回復に努めることを基本とし、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。（→「第3節第4款 避難対策の実施」参照）

第2 災害時の対応

1 休園・休校措置

(1) 登校（園）後の措置

校長等は、災害が発生し又は発生が予想される場合、市教育委員会等と協議の上、必要に応じて休園・休校措置をとる。

なお、市（本部事務局）は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合、児童・生徒等及び送迎の保護者の安全確保のため、あらかじめ、休園・休校措置について市教育委員会に対し助言する。

(2) 下校（降園）時の措置

校長等は、児童・生徒等の下校（降園）に際し、事故のないよう十分に配慮し、同一方向、同一地域ごとに集団下校（降園）させる。特に、園児、低学年児童等については、教職員が付き添うものとする。

また、災害の状況により児童・生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合は、保護者に連絡し、児童・生徒等の迎えを依頼する。なお、この場合、保護者に対し、豪雨等が予測される時間帯までに迎えに来るよう要請するとともに、学校への経路の安全確認を十分行うよう伝え、児童・生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校等の安全が確保できる場所で保護する。

(3) 登校（園）前の措置

警報等の発令状況、災害の程度、災害の範囲に応じ、市教育委員会等と協議の上、必要に応じて休園・休校措置をとる。休園・休校措置を決定した場合は、直ちに、防災行政無線等で周知するとともに、電話連絡網によって保護者に連絡する。

なお、市（本部事務局）は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合、児童・生徒等及び送迎の保護者の安全確保のため、あらかじめ、休園・休校措置について市教育

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第17款 教育対策の実施

委員会に対し助言する。

2 被害状況の調査及び報告

校長等は、次に定める事項について被害状況を速やかに調査し、教育委員会へ報告する。

- (1) 学校等教育施設の被害状況
- (2) 教員その他の職員の被災状況
- (3) 児童生徒等の被災状況
- (4) 応急措置が必要と認められる事項

第3 応急教育の実施のための措置

教育委員会及び校長等は、児童・生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- (1) 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
 - ア 校舎の被害が軽微なときは、即刻応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮授業、二部授業、分散授業等を行う。
 - ウ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、コミュニティセンター、体育館その他の公共施設の利用又は最寄りの学校の一部を使用し授業を行う。

- (2) 被災職員の代替等対策

教職員の被災に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、次の対策を講じる。

- ア 複式授業の実施
 - イ 近隣市町等からの人的支援の要請
 - ウ 非常勤講師又は臨時講師の県教育委員会への配置要請
 - エ 教育委員会事務局職員の応援
- (3) 校区の通学路や交通手段等の確保

学校等の周辺及び通学路が被害を受け、危険な場合は、校長等は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

- (4) 児童・生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

- ア 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。
- イ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。
- ウ 浸水被害を受けた学校等については、教室、ランチルーム、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

- (5) 学校給食の応急措置

- ア 学校給食センター等が被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。
- イ 次の場合には、給食を一時中止するとともに但馬教育事務所を通じて県教育委員会

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

に報告する。

(ア) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、給食センター等が災害援助のために使用された場合

(イ) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

(ウ) 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合

(エ) 給食用物資の入手が困難な場合

(オ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

ウ 通常の学校給食が困難な場合は、食料・飲料水の供給（→「第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給」参照）に準じて児童・生徒等に対し食料等の供給を行う。

(6) 保育料の免除等の措置

教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

ア 保育料の免除

イ 災害時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

第4 災害救助法に基づく措置

(1) 教育委員会は、学校及び県教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

ア 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 学用品の品目

教科書及び教材、文房具並びに通学用品

(2) 教育委員会は災害により補給を要する教科書の状況について但馬教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

第5 心の健康管理

教育委員会は、県教育委員会やPTAと連携して次の措置を講じる。

(1) 被災児童・生徒等への心のケア

ア 教職員、スクールカウンセラーによるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ 県教育相談センター、豊岡健康福祉事務所、こころのケアセンター、豊岡こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

ア グループワーク活動の展開

イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第6 教育施設の応急復旧対策

教育委員会は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 市立学校

ア 被害状況を但馬教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

第3節第17款 教育対策の実施

第1章 総則	イ 状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。 (2) 社会教育施設 管理施設について、被害状況を但馬教育事務所を經由して県教育委員会に報告する。 (3) 指定文化財等 国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を經由して、県教育委員会に報告する。
第2章 災害予防	なお、指定文化財等の被災程度が大きい場合は、県教育委員会が、文化庁に支援を依頼し、必要と認められるときは、関係団体（美術館・博物館、県、市）の協力により、文化財等救援委員会が組織され、応急復旧対策を行うことになる。
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第18款 警備対策の実施

担当	市	消防部
	関係機関	警察署
	関係団体	消防団

1 基本方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市等の行政機関、市（消防部）及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進する。

警察署は、災害発生時における市民の生命、身体及び財産の保護、治安の維持、交通の確保、犯罪の防止に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施

担当	市	調査部、本部事務局、避難部
	関係機関	警察署、全但バス、西日本旅客鉄道
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、観光協会、旅館組合、観光・宿泊施設管理者、石油商業協同組合、市内コンビニエンスストア等

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

1 安全確保と情報提供

(1) 旅客の安全確保

ア 市(本部事務局)は、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

イ 公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市や警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。旅客の安全を確保できない場合は、市の避難所へ旅客を誘導する。

(2) 観光・宿泊客の安全確保

ア 市(調査部)は、観光協会、旅館組合等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報等を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

イ 観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。安全を確保できない場合は、市の避難所へ観光・宿泊客を誘導する。

ウ 宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送又は受入れを行う。

(3) 市内のガソリンスタンドやコンビニエンスストアは、帰宅困難者が立ち寄った際には、可能な範囲の知り得た情報の提供協力を行う。

なお、災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市(兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市)を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗(災害時帰宅支援ステーション)における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

2 帰宅支援

(1) 市(調査部)は、公共交通機関、観光協会、旅館組合等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に協力を求め、旅行者等帰宅困難者に道路及び公共交通機関の情報を伝達

する。

(2) 道路・鉄道が寸断される等により、多数の旅客、旅行者等が、長時間市内に滞留せざるを得なくなった場合は、市（避難部）は最寄りの避難所を開設し、必要な支援を行うほか、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

(3) 市（調査部）は、市各部、関係機関、関係団体と連携して、通勤・通学者等の徒歩帰宅者に対しては、通行可能な道路の情報や飲料水・トイレ等の情報の提供等を行うとともに、帰宅途中で救援が必要になった者に対しては、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図る。

また、滞り場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや避難行動要支援者の多様なニーズに配慮した滞り場所の運営に努める。

(4) 市（調査部）は、市各部、関係機関、事業者等と連携して、避難行動要支援者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

(5) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

(6) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

3 二次災害の防止対策

市（本部事務局）は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等との災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービス(web171)の活用などについて、周知する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第20款 農林水産関係対策の実施

担 当	市	農林部
	関係機関	県
	関係団体	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、卸売市場

市（農林部）は、次の措置を講じる。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 主要作物対策

県及び農業関係団体と協力して、水稻育苗施設等の破損箇所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を図る。

4 野菜対策

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹対策

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（災害により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き対策

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹

底を図る。

7 しいたけ対策

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

8 水産対策

県と協力して、次の事項について漁業者を指導する。

- (1) 被害状況の早期把握
- (2) 被害施設の早期復旧のための資材収集
- (3) 種苗に損害を受けた場合の各産地の情報収集と種苗の確保

9 流通対策

県及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

(1) 畜産

ア 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供

イ 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導

ウ 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導

(2) 卸売市場

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復することとする。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第21款 公共土木施設等の応急復旧及び後発地震対策等の推進

担当	市	農林部、工務部
	関係機関	県、豊岡河川国道事務所
	関係団体	ダム管理者、ため池管理者、森林組合、農地・農業用施設の管理者等

第1 土砂災害

市（工務部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、関係機関とともに、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資材の点検・補強
 - イ 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ウ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所を住民に周知し、警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 県等と協力して、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに拡大防止対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- (6) 特に、土砂災害（特別）警戒区域指定のあった区・自主防災組織に対し、土砂災害警戒情報や避難指示等避難情報の意味や収集・伝達の方法、安全を確保するための適切な避難方法等について周知する。

第2 道路

道路管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

河川管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知、警戒避難行動の支援を図る。
- (3) 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。
- (4) 市（工務部）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請する。

第4 ダム

ダム管理者は、次の対策を行う。

- (1) 震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25ガル以上の地震発生時に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施する。
- (2) 速やかに点検結果及び応急対策について県（河川整備課）に報告する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や住民への周知を行い、速やかに貯水位を低下させる。

第5 港湾、漁港、海岸

港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
- (2) 決壊箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第6 ため池

市（農林部）、ため池管理者は、次の対策を行う。

- (1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資材の点検・補強
 - イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 市（農林部）は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 森林

市（農林部）は、森林組合と協力して次の対策を行う。

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資材の点検・補強
 - イ 警報機付伸縮計の設置
 - ウ 危険性の高い箇所の仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 市（農林部）は、危険箇所を住民に周知し、警戒避難体制の強化を行う。

第8 農地・農業用施設

施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。

農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第9 宅地防災対策

市（工務部）は、次の対策を行う。

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第21款 公共土木施設等の応急復旧及び後発地震対策等の推進

第1章 総則

- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
- ア ビニールシート等の応急措置
 - イ 宅地防災相談所等の開設
- (3) 民間宅地崩壊危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 被災宅地応急危険度判定の実施
- ア 県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。
 - イ 応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
 - ウ 応急危険度判定、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

第2章 災害予防

第10 建築物

市（工務部）は、次の対策を行う。

- (1) 市は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
- (2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。
- (3) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

第3章 風水害応急

第11 都市公園

市（工務部）は、次の対策を行う。

- (1) 市は、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
- (2) 速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

第4章 地震・津波災害応急

第12 危険物等施設

市（消防部）は、次の対策を行う。

危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の施設の被災による二次災害が発生するおそれがある場合、各施設の責任者は、雪害・大規模事故等災害応急対策計画（→「第2節第2款 大規模火災、危険物事故災害応急対策」参照）に準じて対策を行う。

また、県と協力して、危険物施設等の立ち入り検査を実施する等、適切な措置を講じる。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第13 下水道施設

市（水道部）は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 浄化センター、ポンプ場等の被災箇所の早期復旧を実施し、汚水等の受入を行う。
- (3) 緊急輸送道路に布設している下水道施設を点検し、状況により応急復旧工事等により通行の確保を図る。
- (4) 管渠等の被災箇所の早期復旧を実施する。

第22款 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

担当	市	各部
	関係機関	神戸地方気象台
	関係団体	住民

国の警戒宣言や、気象庁の南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、東海地震だけでなく、東南海地震、南海地震の同時発生の事態も想定し、社会的混乱を防止するとともに、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域への応援について準備する。

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市（本部事務局）その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
市（本部事務局）その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

ア 防災組織の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 災害応急対策をとるべき期間等

市その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ウ 消防機関等の活動

市（消防部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定める。

エ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市（水道部）は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。その他、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保する。

オ 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第22款 東海地震関連情報発表時の対応

第1章 総則	転倒・落下防止措置等必要な措置を講じる。 (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 ア 防災組織の設置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて災害対策本部を設置する。
第2章 災害予防	イ 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。
第3章 風水害応急	ウ 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行う。
第4章 地震・津波災害応急	(参考) 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震にかかる警戒宣言については、平成29年度からの「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い発表されないこととなっているが、今後の科学的知見の蓄積により発令される場合もあるため、対応について定める。
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	1 情報の入手・伝達 (1) 県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。 ア テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手
第6章 災害復旧・復興	イ 神戸地方気象台からの情報の入手 (2) 県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達する。（その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達系統の一部を利用する） (3) 市（本部事務局）は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ、一般住民等に広報する。

第 1 章 総 則
第 2 章 災 害 予 防
第 3 章 風 水 害 応 急
第 4 章 地震・津波災害応急
第 5 章 雪害・大規模事故等災害応急
第 6 章 災害復旧・復興